

平成30年第3回滝川市議会定例会（第14日目）

平成30年 9月18日（火）

午前 9時59分 開 議

午後 3時20分 延 会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員指名  
日程第 2 第1決算審査特別委員長の付託事件審査報告  
日程第 3 第2決算審査特別委員長の付託事件審査報告  
日程第 4 一般質問

○出席議員（18名）

1番	三上裕久君	2番	堀重雄君
3番	館内孝夫君	4番	清水雅人君
5番	山本正信君	6番	安樂良幸君
7番	本間保昭君	8番	田村勇君
9番	井上正雄君	10番	水口典一君
11番	小野保之君	12番	渡邊龍之君
13番	木下八重子君	14番	山口清悦君
15番	柴田文男君	16番	荒木文一君
17番	関藤龍也君	18番	東元勝己君

○欠席議員（0名）

○説明員

市長	前田康吉君	副市長	千田史朗君
教育長	山崎猛君	会計管理者	田湯宏昌君
総務部長	中島純一君	市民生活部長	館敏弘君
市民生活部次長	浦川学央君	保健福祉部長	国嶋隆雄君
産業振興部長	長瀬文敬君	建設部長	山崎智弘君
市立病院事務部長	椿真人君	教育部長	田中嘉樹君
教育部指導参事	粟井康裕君	監査事務局長	杉原慶紀君
総務課長	深村栄司君	企画課長	稲井健二君
財政課長	堀之内孝則君		

○本会議事務従事者

事務局 長 竹谷 和徳 君  
書 記 壽永 美和 君

次 書  
長 菊田 健二 君  
記 池田 茂喜 君

○議長 本会議の開会に先立ちまして、このたびの平成30年北海道胆振東部地震で被災され、お亡くなりになられた方々のご冥福を祈り、黙祷をささげたいと思います。

○事務局長 黙祷。

(黙 祷)

○事務局長 黙祷を終わります。

開議 午前 9時59分

◎開議宣告

○議長 長 ただいまの出席議員数は、18名であります。  
これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。  
会議録署名議員は、議長において東元議員、三上議員を指名いたします。

◎日程第2 第1決算審査特別委員長の付託事件審査報告

○議長 長 日程第2、第1決算審査特別委員長の付託事件審査報告を議題といたします。  
先に、付託事件審査報告を職員より朗読させます。

○事務局次長 第1決算審査特別委員長から議長宛て、付託事件審査報告。  
事務局次長朗読する。(記載省略)

○議長 長 次に、委員長の補足説明を求めます。関藤委員長。

○第1決算審査特別委員長 ただいま事務局において朗読された内容のとおりであります。審査の経過につきまして若干補足説明をいたします。

第1決算審査特別委員会に付託されました認定第1号 平成29年度滝川市一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、3日間にわたり所管より説明を聴取する中で、延べ58名の委員から93問に及ぶ質疑が行われ、慎重かつ精力的に審査を行いました。討論、採決を行った結果、全会一致をもって認定を可とする決定がなされたところであります。

なお、討論の際に各会派から出された意見につきましては、後日議員に印刷配付することに決定しておりますことを申し添え、委員長の補足説明といたします。

以上です。

○議長 長 朗読及び補足説明が終わりました。

これより質疑に入るわけですが、決算認定に当たっては特別委員会を構成し、審査を行っていただいておりますので、この場合、質疑を省略し、直ちに討論に入りたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、質疑を省略し、これより直ちに討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより認定第1号 平成29年度滝川市一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案を第1決算審査特別委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、認定第1号は第1決算審査特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

### ◎日程第3 第2決算審査特別委員長の付託事件審査報告

○議 長 日程第3、第2決算審査特別委員長の付託事件審査報告を議題といたします。

先に、付託事件審査報告を職員より朗読させます。

○事務局次長 第2決算審査特別委員長から議長宛て、付託事件審査報告。

事務局次長朗読する。(記載省略)

○議 長 次に、委員長の補足説明を求めます。渡邊委員長。

○第2決算審査特別委員長 ただいま事務局において朗読された内容のとおりであります。審査の経過について若干補足説明をいたします。

第2決算審査特別委員会に付託されました認定第2号から認定第8号までの7件につきましては、2日間にわたり委員会を開催し、延べ58名の委員から179問に及ぶ質疑が行われ、慎重かつ精力的に審査を行いました。討論、採決を行った結果、認定第3号及び認定第6号の2件については賛成多数、認定第2号、認定第4号及び認定第5号、認定第7号及び認定第8号の5件については全会一致をもって認定を可とする決定がなされたところであります。

なお、討論の際に各会派から出された意見につきましては、後日議員に印刷配付することに決定しておりますことを申し添え、補足説明といたします。

○議 長 朗読及び補足説明が終わりました。

これより質疑に入るわけですが、決算認定に当たっては特別委員会を構成し、審査を行っていただいておりますので、この場合、質疑を省略し、直ちに討論に入りたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、質疑を省略し、これより直ちに討論に入ります。討論ございますか。清水議員。

○清水議員 おはようございます。私は、日本共産党を代表して、第2決算審査特別委員会に付託されました認定第3号、公営住宅事業特別会計決算及び認定第6号、土地区画整理事業特別会計決算を否とする立場で、また残りの第2号、第4号、第5号、第7号、第8号を可とする立場で討論

を行います。なお、私が第2決算審査特別委員会に出席しておりましたので、否とする会計について附帯意見を省略し、討論のみを行います。

認定第3号、公営住宅事業特別会計決算について、維持管理業務の指定管理化の1年目でした。反対理由の1点目は、指定管理事業所が遠く、市民から多くの不満が出ていることです。本市に続き芦別市も指定管理に向けた計画が進められていますが、事務所は市役所の近くです。結果として、179市町村の中で庁舎から一番遠い窓口になっています。2点目は、指定管理化について市民への説明が不足していたことにより、市民の困惑が多く残っています。

認定第6号、土地区画整理事業特別会計決算について、反対理由の1点目は都市計画に基づいて拡幅とクランクの解消をすることは、都市計画自体が見直されたとはいえ、将来の3丁目通りの立体交差化などを見越したもので、時代に合っていないことです。2点目は、整備当初に街路灯が設置されない可能性があり、夜歩けない道路になりかねません。3点目は、市の財政健全化の取り組み中であり、緊急性と必要性がない事業は行わない断固たる姿勢が必要です。

以上、討論といたします。

○議 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて討論を終結いたします。

これより第2決算審査特別委員長報告のうち、先に認定第3号 平成29年度滝川市公営住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立により採決をいたします。

本件を第2決算審査特別委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 起立多数であります。

よって、認定第3号は第2決算審査特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第6号 平成29年度滝川市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立により採決いたします。

本件を第2決算審査特別委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 起立多数であります。

よって、認定第6号は第2決算審査特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

最後に、残りの認定第2号 平成29年度滝川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 平成29年度滝川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 平成29年度滝川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号 平成29年度滝川市下水道事業会計決算の認定について、認定第8号 平成29年度滝川市病院事業会計決算の認定についての5件を一括採決いたします。

本件をいずれも第2決算審査特別委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、認定第2号、認定第4号、認定第5号、認定第7号及び認定第8号の5件は、いずれも第2決算審査特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

◎日程第4 一般質問

○議長 長 日程第4、これより一般質問を行います。配付をいたしておりますプリントの順に従って行っていただきます。

なお、質問は一问一答方式で30分以内の持ち時間制により質問席において行っていただくことになっておりますので、質問、答弁ともに要点を簡潔にするようお願いいたします。また、質問は通告の範囲を遵守し、議案審査で既に解明された事項にわたらないようご留意願います。

木下議員の発言を許します。木下議員。

○木下議員 皆さん、おはようございます。議長から質問の許しを得ましたので、通告に従いまして、質問させていただきます。

◎1、市民が活躍するまちづくり

1、農村環境改善センターへの江部乙地区コミュニティセンター機能の集約について  
まず、1番目に、市民が活躍するまちづくり、農村環境改善センターに江部乙地区コミュニティセンターの集約について。質問の要旨としましては、本年の市長の市政執行方針にも掲げられている集約について江部乙地域におけるコミュニティ活動の基点として情報発信や3世代交流など魅力ある地域づくりを進めるため、地域住民による懇談会を設置して基本計画を作成するに当たり、機能移転や改修計画など現在の検討状況について伺います。

○議長 長 木下議員の質問に対する答弁を求めます。市民生活部次長。

○市民生活部次長 ご質問のありました江部乙地区コミュニティセンターと農村環境改善センターの集約につきましては、地域懇談会を設置し、4月26日の第1回開催からこれまで計3回会議を行っております。地域懇談会には「日本で最も美しい村」江部乙協議会などの市民活動団体や江部乙商工会などの経済団体、江部乙地区の市民活動に参加している國學院大學北海道短期大学のゼミなどから合わせて20名の方に参加いただいております。これまでの支所としての行政機能、市民活動の場はもちろんコミュニティセンターから移設する児童館の機能を柱として、そこにプラスアルファの機能について検討していただいております。地域懇談会では、コミュニティ活動の拠点として、誰もが気軽に集える交流スペースの設置を求める意見が多くなっております。そのほか施設全体の暗さの解消やトイレの洋式化が挙げられており、現在これらの意見を踏まえた改修事業の素案を検討しているところです。

今後素案につきましては、10月に予定しております第4回地域懇談会のほか、江部乙地区コミュニティセンター運営委員会など関係者や利用者の皆様の意見をお聞きしながら、基本計画を取りまとめたいと考えているところです。よろしく申し上げます。

○議長 長 木下議員。

○木下議員 再質問させていただきます。

地域の意見を反映させ、市民が使いやすい施設に改修されることを期待していますけれども、ある程度の費用をかけることが必要でないかと思われます。それで、必要な財源として考えられているメニューについて伺います。

○議 長 市民生活部次長。

○市民生活部次長 改修のメニューということなのですが、施設の集約化に対して発行が認められております公共施設等適正管理推進事業債の活用を考えております。この地方債は、起債の充当率が90パーセントで、おおよそ10年から15年で起債を償還していくことになると思うのですが、その毎年の元利償還金に対して約50パーセントの交付税措置がされるもので、有利な地方債でございます。こうした財源に係る準備もあわせて進め、市民の皆さんに活用していただける施設整備に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長 木下議員。

○木下議員 2つを1つに集約するという事は、江部乙にとってこの改善センターの集約ですか、非常に大きいと思われまして、市民からはぜひエレベーターとか水洗トイレ、これはどんなことをしても改修してほしいという意見がございます。そこで、市長に伺っておきますけれども、今改修するに当たり市長の描かれていることがあると思うのです、頭の中でどのようにするという事を。それで、大中小の改修としたならば、どのぐらいの改修の程度と考えているのか伺います。

○議 長 市長。

○市 長 ただいまの木下議員の再質問でございますが、大中小とかというのは、まだそこまでの検討はされておられません。まだ地域懇談会のご意見を伺っているところでございます。地域の要望として、いろいろと期待を受けているというのは十分理解しているつもりです。しかしながら、財源ということもでございます。多額の費用をかければよろしいということではございませんので、身の丈に合った中での改修を考えてまいりたいというふうに思っております。ご理解をお願いいたします。

○議 長 木下議員。

## ◎2、労働行政

### 1、滝川中高年齢労働者福祉センターサンライフ滝川の民間譲渡について

○木下議員 それでは、次の質問に移ります。2番目、労働行政、滝川中高年齢労働者福祉センターサンライフ滝川の民間譲渡について。公募による民間譲渡を念頭に準備期間や施設利用者への事前周知期間などを考慮し、滝川市シルバー人材センターへの指定管理を1年とされたが、民間譲渡に向けた動きがあれば進捗状況と今後のスケジュールについて伺います。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 昭和62年に建設されました滝川中高年齢労働者福祉センターサンライフ滝川は、既に30年以上が経過しているため施設の老朽化が進み、今後ますますの改善が必要とされています。施設の改修費用に係る予算化に見通しが立たないことから、財政健全化計画において施設の民間譲渡への移行方針が示され、公益社団法人滝川シルバー人材センターへの指定管理期間を1年と

し、今年度中に民間への施設譲渡に向けて調整を進めておりましたが、現時点においては施設譲渡の決定には至っておりません。施設については、指定管理者であり、サンライフ滝川に事務所を構えているシルバー人材センターへの対応を踏まえ、譲渡及び賃貸借など次年度以降の進め方を検討しているところでございます。

以上です。

○議長 長 木下議員。

○木下議員 1年とした指定管理をするに当たって、公募をしていなかったのではないかと思うのですけれども、なぜ公募しなかったのかお聞きします。

○議長 長 産業振興部長。

○産業振興部長 公募というのも一つの方法ですけれども、公募が前提とするのであれば、まずは行政財産から普通財産にしてということがあるもので、今施設を利用している方々、それと現在滝川シルバー人材センターが使っております事務所を含めて総合的に勘案して、公募をせずに民間への譲渡を検討したというところでございます。

○議長 長 木下議員。

○木下議員 今後公募する予定はあるのでしょうか。

○議長 長 産業振興部長。

○産業振興部長 今後の公募につきましては、一つのご意見として検討しなければいけないというふうには考えているところでございます。

以上です。

○木下議員 終わります。

○議長 長 以上をもちまして木下議員の質問を終了いたします。

安楽議員の発言を許します。安楽議員。

○安楽議員 おはようございます。新政会の安楽でございます。まず、質問の前に、台風21号及び9月6日未明に発生した胆振東部地震でお亡くなりになった方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された方々に対し、心よりお見舞いを申し上げます。

また、本地震の影響により北海道全域が停電となり、本市においても例外ではなく、長い地域で約43時間の停電となりましたが、市長のご英断による迅速な災害対策本部の設置、避難所の開設、運営並びに給食、入浴支援、そして民間有志での炊き出しなど、関係者の方々のご尽力により市民生活への影響を軽減できたものと思います。改めまして真摯に対応された理事者、関係市職員、自衛隊を初めとする関係機関、奉仕団体並びに民間有志の皆様にご敬意を表する次第であります。

それでは、通告に従いまして、質問をいたします。

## ◎1、防災対策

### 1、防災訓練について

1件目の防災対策、防災訓練について質問いたします。まず、1要旨目ですが、8月18日土曜日に実施された滝川市防災総合訓練の成果及び教訓事項について伺います。

○議長 安樂議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 今回の訓練につきましては、避難行動訓練と避難所運営訓練を滝川第一小学校にて滝川市町内会連合会連絡協議会との共同開催をし、避難所運営訓練では道内で最も多い訓練参加者数であったとのこと講評をいただくことができました。

ご質問の訓練成果につきましては、避難行動訓練では実際に避難経路を歩くことにより、水害時における道路の危険箇所の把握や徒歩避難に要する時間についてご理解いただけたと考えております。また、参加者からのアンケート結果では、9割以上の方が避難勧告等が発令された場合については避難するとの回答が得られたことは、いざというときのための避難行動につながるものになったと考えております。また、避難所運営訓練におきましては、大規模水害時には行政だけではその運営を行うことは難しく、住民みずからが避難所を運営することが必要であることへの理解が得られ、参加者の9割以上の方が運営に役に立つとの回答を得ることができました。

今回の訓練から得られた教訓事項につきましては、避難行動訓練では歩いて避難することへの負担感について実際に避難経路を歩くことにより8割以上の方々に徒歩避難することへの理解が深められ、いざというときに避難するためにはこういう訓練が大切であることがわかりました。また、避難所運営訓練では、避難者には家族形態や考え方の違う方、またはさまざまな被害状況の方々を受け入れ、集団生活をしていくことが求められることで共助の考え方が大切になり、そのためには日ごろからの地域のコミュニティづくりが必要であることが改めて教訓として得られたものと考えているところでございます。

以上です。

○議長 安樂議員。

○安樂議員 私も本訓練には一応参加をさせていただいて、視察をさせてもらったのですが、一定の成果、また教訓事項というのがあって、実際にやっぱり市民の方々が行動する、これは非常にいいことであり、これを体感できた、またアンケート調査でこの必要性を理解していただいたというのは非常に成果があったのではないかなというふうに思います。

次に、2要旨目ですが、本年度市として今後どのような訓練を計画しているか伺います。

○議長 総務部長。

○総務部長 今回の防災総合訓練を踏まえて、町内会や自主防災組織単位など、より多くの地域で取り組んでもらえるように共同主催者である滝川市町内会連合会連絡協議会の皆様を初め、北海道地域防災マスターの資格を取得した皆様のご協力をいただき、地域における訓練を促進していきたいというふうに考えております。市の防災総合訓練は、地震、水害の順で隔年で実施しておりますので、次回は平成32年度となりますが、近年の大雪、相次ぐ台風上陸、そして先般発生いたしました北海道胆振東部地震に伴う大規模停電など大規模な災害対応の経験を踏まえ、新たな脅威に対してしっかり対応したより効果的な訓練を行うために準備を進めてまいりたいというふうに考えております。

なお、現在試行的運用を進めております石狩川滝川地区水害タイムラインが本格運用となれば、市民を含めた関係機関の参加による訓練も必要なことだというふうにも考えているところでござい

ます。

以上です。

○議長 安樂議員。

○安樂議員 1点だけ再質問をいたします。

昨年滝川駐屯地で中空知の自治体の防災担当者が集合して図上訓練を実施しておりますが、これについてはことは開催されないということによろしいのですか。

○議長 総務部長。

○総務部長 昨年10月に行われました中空知定住自立圏における広域の図上訓練につきましては、今年度につきましては実施する予定はございませんが、昨年の評価あるいは検証という部分を踏まえて、今後も広域的な支援体制を進めていくために構成市町の各受援体制の整備を図るということは非常に重要なことだというふうに考えております。ただ、構成市町と協議をして、今後進めていくかどうかという部分については今後の課題というふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長 安樂議員。

○安樂議員 図上訓練というのは、指揮官、ここを鍛える、また関係市町村との連携、こういう部分もありますので、また自衛隊のほうと調整して、今年度はないということなのですけれども、来年度以降またやるべきではないかなというふうに思っております。

また、今回の訓練での教訓事項、それから今回の震災での教訓等あると思うのですが、まだまとまっていないと思うのですけれども、事後の防災訓練とか、あと災害発生時に活かされるべきというふうに考えていますので、しっかり形として残して、反映していただきたいなということを申し添えて、次の質問に移ります。

## ◎2、社会教育

### 1、テニスコートの改修について

### 2、教育委員会が管理する河川敷施設の維持について

次に、2件目の社会教育行政、ソフトテニスコートの改修について質問いたします。平成29年第4回定例会で質問した際、ソフトテニスコートの改修について具体的に検討を進める旨のご答弁をいただきましたが、その後の検討状況と今後のスケジュールについて伺います。

○議長 教育部長。

○教育部長 テニスコートの改修に関するご質問でございます。現段階における検討状況でございますけれども、今後のさまざまな状況を勘案しながら、現在同じ敷地内に硬式と軟式、別々にテニスコートが設置されておりますけれども、これらを集約しまして硬式、軟式共用のテニスコートとして改修することも視野に入れまして、その可否を含めて検討を進めている状況でございます。現在各競技団体と話し合いの場を設けているところでもございます。

今後ですけれども、各競技団体からさらにご意見等を伺いながら話し合いを進めるとともに、団体間における調整ですとかコートを共有する上での課題、条件などをクリアにしていきながら、ま

た同時並行としまして事業実施に重要となります財源確保、これらに関しましても北海道を初め関係団体との協議を進めてまいりたいと思っております。具体的な実施年度につきましては、今申し上げたような財源対策を含めまして関係機関との協議を並行して行っていく必要があるということで、明確にいつ実施しますというところまでは答弁できる状況ではありませんけれども、市長部局とも連携をしながら、スピード感を持って対応していきたいというふうに考えております。

○議 長 安樂議員。

○安樂議員 2年ぐらい一貫してスポーツ施設の改修ということで、ソフトテニスコートということで質問をずっと継続して状況を確認しているわけですけれども、軟式、硬式が一体化すると。同じコートを使用できるわけですから、これはいいことではないかなというふうに思っております。また、多額のお金がかかるとお思いますので、その財源措置というのも必要ではないかというふうには考えておりますので、できるだけ早期に改修をしていただくことを望みます。

次の質問に移ります。教育委員会が管理する河川施設の維持について質問いたします。まず、1 要旨目ですが、本年7月2日から4日の間、本道に停滞した前線の影響により石狩川及び空知川が増水し、教育委員会が管理する石狩川河川敷パークゴルフ場、野球場及びサッカー場が冠水して、設置物が流されるなどの被害が発生しました。事前に川の増水を想定した設置物撤去訓練などを実施していたことは私も承知していますが、残念ながら結果に結びつきませんでした。その要因についてどのように分析されているか伺います。

○議 長 教育部長。

○教育部長 今ご質問のありました施設の設置物、特にパークゴルフ場の設置物を流失させてしましまして、多くの皆様にご心配をおかけしました。改めておわびを申し上げたいというふうに考えております。

今要因としてということでございますけれども、所管としまして事前に当日の気象状況予測ですとか情報を集約しまして対応ということを考えておりましたけれども、予測を超えた短時間の降雨量、それから河川水位の上昇のスピードが速かったということがありまして、それによりまして準備や各作業において初動がおくれたということでございます。取り急ぎ撤去作業を開始をしましたが、早朝であったことから人員ですとか車両が十分に確保できなかったということのほか、事前に行っておりました撤去訓練、その後における業者との情報共有、これが不徹底であったというようなことから、必要な資材が不足したということが要因として考えられております。予測を超えた天候とはいいいながらも、やはり事前の準備、これが十分でなかったということは十分に反省をし、これらを検証しまして対応策、これらについて今まとめたというところでございます。

○議 長 安樂議員。

○安樂議員 発生してしまったことは、もとに戻すしかないというふうに思うのですが、重要なのは今回の被害から事後の対策措置を導き出して、同様の災害が発生した際、被害を最小限にとどめることが大事だというふうに思います。

そこで、次の質問に移ります。近年の気象変動は、過去のデータでは予測不可能なケースが多く、今後も同様な被害が発生する可能性が極めて大きいと考えます。今回の被害を踏まえ、今後どのよ

うな対策を講じていくのか、教育委員会のお考えを伺います。

○議 長 教育部長。

○教育部長 今後の対策という部分でございますけれども、適切な行動を行うことで防げるものと河川敷地であるといった以上防げないというものもありますけれども、特に施設の撤去という部分につきましては、今回のこともありまして、市長の指示のもと副市長を含め市長部局と協議をしまして、適切な行動を行えるよう対策を講じることとしていただいております。

まずは、初動のおくれを防ぐということですが、所管としまして危機管理をしっかり行うようにするため、河川の水位上昇、これが予測される場合は社会教育課長が災害対策準備会議、これらに出席をしまして、事前の情報共有を行うこととしております。また、会議が招集されない場合であっても社会教育において、これは平常時においてもですが、日々河川の水位と気象情報の観測を行うこととしております。これによりまして、あらかじめ水位上昇が想定される気象状況であるときには予防としての撤去作業を実施することとしまして、時間的余裕がない事態に対しては短時間で撤去作業を行わなければならないということから、所管の枠を超えまして市役所全体で対応するという必要体制を整えていくこととしております。また、設備撤去に当たりましては、事前に確認すべき事項の漏れがあったということも大きな反省点でございます。そのことから、確実に撤去作業を実施できるよう業者と撤去作業手順についての再確認を行ったところでもございます。そのほか撤去作業の時間的短縮のため、パークゴルフ場でございますけれども、設備備品の見直しも行ったところでございます。設置物の流失と作業に当たる職員の危険回避を含め適切な判断と行動を徹底し、今後市民の皆様にご迷惑をおかけしないように努めてまいりたいというふうに考えております。

○議 長 安楽議員。

○安楽議員 再質問させていただきます。

ただいまのご答弁で時間に余裕がない場合は、所管の枠を超えて市全体で応援体制をとることだったのですが、それには実行可能な具体的なやっぱり計画というものが必要ではないかというふうに思います。それに沿った迅速な対応が求められるというふうに思いますが、その辺のお考えを伺います。

○議 長 教育部長。

○教育部長 基本的には滝川河川事務所に提出をしております設備備品の撤去計画に基づきまして、撤去を実施するというふうにしていただいておりますけれども、先ほど申し上げましたとおり、市長の指示のもと副市長以下で協議をいたしました。そこで、応援体制の要請ですとか行動を開始する一定の判断基準、これらをまとめまして関係課と共有をしたところでございます。

ただ、その後何回か台風というようなことがありまして、実際に事前の撤去というところも行ったわけですが、その際に実際にやってみたところやはり当初想定をしておりました人員などももう少し合理的に、あるいは要領よくということも実施した結果わかっておりますので、それら改めて所管として見直しをしまして、再度情報共有をして漏れなく実施したいというふうに考えております。

○安樂議員 終わります。

○議 長 以上をもちまして安樂議員の質問を終了いたします。

本間議員の発言を許します。本間議員。

○本間議員 新政会の本間でございます。議長のお許しをいただきましたので、以下通告に従いまして一般質問させていただきます。

## ◎1、滝川クラフトビール

### 1、乾杯条例について

まず、1件目は、滝川クラフトビールについての乾杯条例についてでございます。2005年にスカイビールの醸造を中止して以来10年を経て、2015年に大雪地ビール株式会社によって復活を遂げた滝川の地ビール、滝川クラフトビールについて未来永劫成長してほしいと心から願うものがございます。しかしながら、サポートクラブやクラフトビールフェスティバルなどの応援施策を打っているものの、決算審査特別委員会参考資料の指定管理施設収支状況によると、平成29年度決算では支出が1,250万円にわたるのに対して収入が700万円と約550万円の赤字になっており、事業の継続に向けたさらなる応援施策が求められる状況だと思えます。市民の皆様のご協力を仰ぐべく乾杯条例を制定してはいかがでしょうか。市長のお考えをお伺いいたします。

○議 長 本間議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市 長 ただいまの本間議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思えますが、滝川クラフトビール工房では現在りんご&ドライと空知ビール3種類、その他受託製造によりますビールを醸造されております。市といたしましても消費拡大のため、サポートクラブやクラフトビールフェスティバルなどにおいてPRの支援体制をとっておりますが、当初の販売予定量を下回っている状況と報告を受けております。地元の皆さんが地元のお酒を消費することで滝川に根づく商品となり、滝川特産品としての人気等が上がっていくものと考えております。

ご質問にあります乾杯条例の制定ということでございますが、市民の皆さんの機運の醸成につながる一つの施策として有効であると私も考えているところであります。しかしながら、やはり市民の皆さん、また民間の力による応援が根底にあることが必要と思えます。行政主導による条例化ではなく、議員提案として制定していただくのが私はふさわしいのではなかろうかと思う次第でございます。

今後市内にはビール、この醸造所に加えましてワイナリーも設立される予定ですし、隣の新十津川町さんには酒蔵もあります。また、空知には多くのワイナリーがあるわけでもございまして、ぜひ地域のお酒を含めました応援団として市議会議員の皆さんもその一翼を担っていただきたいと思いますと思うところでございます。よろしくお伺いいたします。

○議 長 本間議員。

○本間議員 趣旨にはご賛同いただいたようでございますけれども、球を投げ返されたという印象を受けております。想定内でもあったわけですが、いずれにしても議員各位のご賛同をいただくように考えなければなりませんし、先ほど市長がおっしゃっていたワイナリーの新設を含めた

ワイン、それからもちろんソフトドリンクなんかもあるわけでございますので、そういうものも含めたようなものをつくるべきでないかなと思いますので、今後当然議員提案というふうにおっしゃいましたので、そこに向けていくことも選択肢としては一つでございますけれども、またご相談にも乗っていただきたいなというふうに思っています。

そこで、実はPR等に多分多額ではないのでしょうけれども、若干の予算が必要になるのではないかというふうに思いますけれども、もしもこれが成立した際にはその予算措置についてのお考えについてお聞かせいただきたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 ただいまの再質問でございますが、ぜひ議員条例でご提案をいただいて成立した暁には、どれだけの予算を用意することができるかわかりませんが、市としての応援はさせていただきたいというふうに考えたいと思います。

以上です。

○議 長 本間議員。

## ◎2、総合交流ターミナルたきかわ

### 1、経営状況について

### 2、農村環境改善センターとの連携について

○本間議員 それでは、次に移ります。2件目、総合交流ターミナルたきかわの経営状況についてまずお伺いします。

昨年の第3回定例会でも同様な質問をさせていただきました。今回も決算審査特別委員会参考資料の指定管理収支状況によると赤字決算は解消されておらず、平成29年度は270万円の赤字となっております。管理組合への指定管理期間は、平成30年度までということは来年の3月中までということになると思いますけれども、今後このままだとこの期間を満了することが困難なのではないかと危惧をしております。現状とその対策についてお伺いいたします。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 総合交流ターミナルたきかわの経営状況につきましては、昨年の第3回定例会においてご質問にありましたように答弁をさせていただいたところでございますが、近年は単年度収支の赤字が続いており、内部留保についても減少している状況でございます。管理組合といたしましては、入館者数や売り上げの増加に向けた取り組みや経費節減により収支改善に努めるとともに、市といたしましても道の駅のPR等に取り組んできたところでございますが、残念ながらご質問のとおり平成29年においても約270万円の単年度赤字が生じたところでございます。この決算を受けまして、今年度に入ってから市も管理組合の役員会に出席をし、毎月の収支状況の把握や売り上げ、経費の内容を分析するなど管理組合の収支改善について支援を行っているところであり、今年度末までの指定管理期間については満了できるものと現在考えているところでございます。

今後も引き続き管理組合とともに集客の増加、商品、生産者の掘り起こし、売れる商品の充実とあわせて、さらなる経費の節減に努め、収支改善に取り組んでいきたいと考えているところでござ

います。

○議 長 本間議員。

○本間議員 ことしに入っているいろいろ取り組んでいるというふうにおっしゃっておりますが、売り物のことだとかいろいろおっしゃっていましたが、具体的にどんなことをされているのか。売り場等を見に行っても、実は何ら変化は見られないというふうなことがございました。そういうことから実は今年の定例会において質問させていただいたということでもありますので、まずそれが1つと、全く時間が無いのです。これからのこともおっしゃっていましたが、もうほとんど時間はないと。改善の時間はないというふうには考えておりますが、実際はどう思っているのか。

もう一つ、これは答えていただけるかどうかなのですけれども、まず26年、200万円、27年、180万円、28年、300万円、29年、270万円となっております。これを簡単に下回るというような状況ではない、ちょっとふえている状況ということがあると思うのですけれども、その中で実際に内部留保というのは、お答えいただけるかわかりませんが、お幾らで、どういふふうになっているのかということについて。

もう一つ、次の段階のお話までさせていただきたいのですけれども、30年度までで、31年度新たな指定管理が必要になってきます。管理組合の内部留保が今まで好調なこともあったので、それに実は寄りかかっていたのではないかとこのように思わざるを得ないのですけれども、ただ内部留保がない中で赤字傾向にあるということに対して、現状の管理組合に指定管理を任せることが可能なのか、もしそうする場合はどうするのか、実はほかのことも考えているのか、お考えについてお聞かせをいただきたいと思っております。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 3点の再質問をいただきました。まず、収支改善に向けた具体的な取り組みでございしますが、確かに入館者数の部分の減少に伴いまして売り上げは減っているところでございしますが、増加に向けたイベントの開催であるとか、周辺環境の整備というのを現在行っております。また、今回の地震ではございませんけれども、さらなる節電によって経費の節減に取り組んでございます。また、市ではツイッターなどでの情報発信なり、PRの協力を現在して、少しではありますけれども、経営改善に向けた支援をしているところでございます。実際はどうなのかということでもございますけれども、一生懸命今管理組合の役員を含めて努力をしているところでございます。

次の内部留保ということでもございますけれども、現在のところ内部留保金で今年度は何とか乗り切れるというようなことで伺っておりますので、現在の取り組みと内部留保のお金をもって今年度頑張ってくださいということで今取り進めているところでございます。

3番目の新たな指定管理ということでもございますけれども、新年度に向けてという考えでございします。当初より道の駅たきかわにつきましては、江部乙地域の皆様方によりまして地域密着型施設としてこれまで運営してきたところでございます。市といたしましても今後も地域の方々によって運営されていくことが理想ではないかとこのように考えているところでございますが、一方では今の収支という問題もございします。そのようなことから、今年度の収支状況を見ながら、来年度につ

きましてどうするかというのは考えていかなければいけないというふうに考えてございますし、現在の収支状況ではやはり現在の指定管理制度の複数年での管理は難しいのではないかというふうにも考えているところでございます。

以上です。

○議長 長 本間議員。

○本間議員 ですから、昨年申し上げたのです。要するに内部留保で30年度は大丈夫ですよということなのだけれども、いずれにしても例えば単年度の指定管理を受けてもらうとしても、300万円近くの赤字が出たお金どうするのですかというのがあるのです。これから考えるとおっしゃっているけれども、もう考えが及んでいなければならないのではないかと思います、多分考えはあると思うので、あればお聞かせをいただきたいと思います。

○議長 長 産業振興部長。

○産業振興部長 本間議員がおっしゃるとおり、経営に関しては非常に厳しいものというのも思っておりますし、市としてもできる限りのことはしているところでございます。いかんせん今まで頑張ってきたこと、あと商品陳列についても話し合いの場を持っているところでございますけれども、そういったことも含めて売り場の部分であるとか、そういった経営的なことも含めてできる限りのことはさせていただいて、来年度については、短い期間でありますけれども、十分検討してまいっていきたいというふうを考えているところでございます。

以上です。

○議長 長 本間議員。

○本間議員 いずれにしても、そんなに簡単に収支改善ができるというふうには必ずしも思っているわけではありません。そこで、もう少し長期的なことも含めて、農村環境改善センターとの連携についてという部分に移っていききたいと思いますけれども、改修の準備が進められている農村環境改善センターは、道の駅に隣接していることから、両施設の魅力を高めるために関連性を意識した改修を行うことが重要だと思います。もう既に部署を横断的にこの連携の関係についての検討が行われていると聞いており、認識しておりますけれども、その状況と内容についてまず伺いたいと思います。

○議長 長 市民生活部次長。

○市民生活部次長 ご質問のありました農村環境改善センターの改修につきましては、木下議員のご質問で答弁したとおり、計3回まで行いました地域懇談会の意見を踏まえて、現在素案を検討しているところです。

農村環境改善センターは、従来の行政機能と市民活動の場として、また移転する児童館としてなど主に江部乙地区の住民の皆さんのサービスを支える役割を担っておりますが、新たに人が集うための機能を加えて、コミュニティの拠点として魅力ある施設づくりに取り組むとともに、道の駅との連携につきましても関連する所管等と情報交換を行い、効果的な管理運営などの連携のあり方について今模索しているところです。農村環境改善センターが多くの皆さんに利用される素案づくりを進める中で、江部乙地域の活性化を担うために必要な役割は何なのか、また道の駅との連携で相

乗効果を発揮できることは何かを精査して、その方策を検討していきたいと考えております。

○議 長 本間議員。

○本間議員 先ほど木下議員に対する答弁にもありましたとおりに公共施設等適正管理推進事業債、これは有利な事業債で、33年度までに行わなければならないというものだと思いますけれども、あの地域でこのお金を使えるというのは、これは非常にチャンスだと捉える必要があるのだというふうに思います。先ほども似た答弁をいただきましたけれども、あの地域はきっとこれから江部乙地域のまちづくりの中心地になるというふうな位置づけを持ったほうがいいのかというふうにも思っています。改善センターについては、基本的なサービスについてはきちっと確保するということが当然のことです。それは市民サービスはしっかり行っていただきたいというふうに思いますけれども、それ以外の部分について多分相当勇気を持って向かっていかないと、いい結果は出ないのだろうというふうに思います。例えば市道を廃止するとか、そこに何かつながるべき方策を考えていくとか、あとは中で自由なスペースがあるとしたらどんなことに使うのかということをしっかり考えるべきではないかというふうに思いますし、その結果に応じたお金のかけ方というのが当然あるというふうに思います。その部分について市民組織に対してそういう投げかけとか、それから当然農村環境改善センターと道の駅がともに指定管理を行うというのもひとつ連携という意味では有効な策なのかもしれませんし、そうしたことを含めてどうするかお考えをお伺いいたします。

○議 長 市民生活部次長。

○市民生活部次長 地域の懇談会への投げかけにつきまして、単なる施設の見直しだけでなく、江部乙の中心地としての役割についての議論の投げかけといいますか、テーマとして、議論の切り口として投げかけていることもありますけれども、実際の議論の盛り上がりの中では具体的なものにはなっていませんが、人が集う、自由に気軽に集まれるというところまでの言葉になっておまして、それを今度具体的にどういうイメージで、どういうものにしていくかというのは、今後の地域懇談会の議論になっていくのではないかと考えています。

それから、連携した管理のあり方につきましても懇談会の中で投げかけもしていますし、懇談会の中よりも我々行政側がどういった管理体制が望ましいのか、あるいはそれができるのかということは常に考えているところでございますので、まだそこら辺具体化はしておりませんが、今後また4回目の議論と地域の皆さんの意見を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

○議 長 本間議員。

○本間議員 私は、この連携をしていくということはすごく大事なことだというふうに思って、このように申し上げておりますけれども、そう思われていないのかもしれないということももしかしたらあるかもしれないので、副市長のお考えなどもお伺いできたらありがたいと思います。

○議 長 副市長。

○副市長 私は本間議員と全く同じで、将来はあそこは江部乙の中心になるべきところだというふうに思っています。連携も大事だと思いますけれども、ただ、今改善センターは改善センターでどういうあり方が一番いいのかという部分と、道の駅は道の駅でしっかりやっていかなければなら

ない。双方いいものにしていかなければならないという中では、個別にとりあえず考えていかなければならない。双方いい形になると、うまく連携していくような施策を考えていきたいと思えますし、将来そういうふうになっていきたいというふうにも努力していきますので、ひとつよろしくお願いいいたします。

○議 長 本間議員。

### ◎3、社会教育

#### 1、市立図書館の指定管理について

○本間議員 それでは、次に移ります。社会教育について、市立図書館の指定管理についてということでお伺いいたします。

これは、以前も一般質問の中で若干触れたこともありますし、それから予算決算委員会の中でも問いかけております。そんな中でご質問ですけれども、平成29年度決算では職員費も含めて約7,100万円の支出となりましたが、実はこれについては単純に見ると各会計中で非常に突出した金額に見えるというものでありまして、単純に見るとです。そういう中で、図書館を維持するためにもさらなる支出削減を図る必要があると思えますけれども、指定管理制度を活用することがその中でも有効な手段だと考えますが、現状の検討状況をお伺いいたします。

○議 長 教育部長。

○教育部長 図書館運営のあり方でございます。指定管理者制度でございますけれども、公の施設を民間事業者等が有するノウハウを活用することによりまして、住民サービスの質的向上を図ること、あるいは施設の効率的な管理を行うことということが目的でありまして、単にコストカット、これが目的ではないということは本間議員も十分ご承知のことと思えます。

これは一般論になりますけれども、指定管理、これの導入によりまして開館日数の増加ですとかカウンターサービスの向上、これらの効果が見られる反面、事業や人材、運営ノウハウの継続、これについて問題も指摘されているというようなことがあります。過去の社会教育法の改正時におきましては、図書館及び博物館等の社会教育施設に指定管理者制度を導入する際にはその辺のことを十分配慮し、検討することという附帯決議もなされているという状況もあると。なかなかノウハウの部分がかちょっと難しいよというところでもございます。平成29年度の道内の市町村立図書館の指定管理、これについては13パーセントの導入率であります。全国でもほぼ同様の14パーセントという状況でございます。ただ、その数は若干ですけれども、増加しつつあるという傾向にございます。一方、サービスの水準維持ですとか運営に関する意思決定の迅速化のようなことから、15市町村では指定管理から直営に戻すというようなところも見られるというところがございます。

指定管理に限らず、アウトソーシングというところでこれまでも検討をしてきております。例えば平成27年度に全国で実績のある企業への窓口業務の委託というところを検討した経過がございます。その際に金額的に見ますと、直営から見ますと大幅に値上がりになるということがありまして、その際には具体的な中身には入らず、検討を断念したという経過がございます。さまざまな情勢はありますけれども、他市の導入している事例、そのメリット、デメリットなども今も引き続

き検討しておりますけれども、直営、委託、指定管理、あるいは一部委託、さまざまな手法があるわけですが、それらメリット、デメリットを考へながら、今後も引き続き検討していきたいということでもあります。ただ、市役所に図書館が移った当初から見ると、さまざまな工夫をしながら経費の削減には努めているというところでもございます。

○議 長 本間議員。

○本間議員 この7, 100万円の中に、実は共済費を含めて人件費が約5, 000万円入っているということでもございまして、その中の正職員が4名で3, 373万円、臨時職員が5名で、これは司書職の方も多いと聞いておりますが、1, 039万円、臨時職員が4名で507万円というような状況にあるようでもございます。また、この7, 100万円というのは、市民1人当たりになると1, 750円というような金額になると。これが多いのか、適正なのかというのは、皆さんでお考へいただくべきものなのだと思いますけれども、図書館は非常に職員の皆さんも活発に活動されていて、いろんな事業を前向きにやられているのは見せていただいているつもりではあります。ただ、いずれにしてもそうした活動の見直しというのもひとつ大事なのではないかというふうにも思います。要するに人件費が7, 100万円のうち5, 000万円かかっているということは、やはりそれだけ取り組む仕事が多いからだということなのでしょう。内容について私は詳しくわからないのですが、指定管理にこだわるものではなく、直営でも結構でございまして、いずれにしてもなるべくいい姿でこの市立図書館を運営していく長期的な考へを持つ必要があるのではないかというふうに思っているわけでもございます。ちょっと長くなってございますけれども、いずれにしてもそういう中での事業の大幅な見直しというか、そうしたことについて、要するに昨年同様にやらなければならないという意識が現場は強いのではないかなというふうに思うので、そういうことに対するお考へをお伺いいたします。

○議 長 教育部長。

○教育部長 今のご指摘ですが、もっともなことでもございます。単に前例踏襲ということではございません。常に見直しをしてということをお心掛けてございまして、例えば今図書館の事業ですが、単に図書館の発想だけではなくて市の施策、子育て施策、あるいは子供たち、特に小中との連携、あるいは高齢者施設との連携、やはりその時代に合った事業というのがありますので、それらを常に見直しをしながら、それがどのレベルがいいのかというのはいろいろご意見あると思います。図書館だけでやっているということではなくて、市の全体の事業の中の一環としてやるというところは心がけながら、見直しを図っていきたいというふうに考へております。

○議 長 本間議員。

○本間議員 これで最後にしたいのですが、多分現場で答弁なんかいろいろ一生懸命考へられているということもあろうかと思っておりますけれども、全体から見たこの図書館というものというか、それから図書館の今後について例えば今申し上げた事業をもう少し減らしていく必要があるのではないかとすることも含めて教育長のお考へをお伺いいたします。

○議 長 教育長。

○教育長 答弁そのものの中身としては、部長が答弁させていただいたとおりなのですが、

図書館の持つ機能というものは、先ほど子育てとか小中との連携という話も出ましたけれども、教育上の必要性ということも改めて文科省のほうから通知が出るほど図書館、本との触れ合いが重要視されてきていると。一方、金銭面という話も先ほど来出ていますけれども、総務省のほうの考え方はちょっと視点が違うという部分もあるのですけれども、ただ図書館の機能としての重要性というのは、私としてはふえてきているのではないかと。ただ、事業の見直しという部分でいけば、維持した上で上乘せしていくということにはならないというふうには基本的に思っていますので、そういった見直しは当然進めていきたいというふうには思っています。

ただ、うちの図書館というのは、本の冊数でいけば決して十分というほどの蔵書数ではありません。ただ、その本をいかに有効に市民に活用いただくかという部分では、本当に知恵を絞って職員も頑張っているというふうには思っています。そういったこともあって、全国的にも視察が図書館には来ていますし、なおかつ全道の移動教育委員会というのが、全道というか、北海道の教育委員会の視察も今年度初めて図書館を視察に来るという予定にもなっています。そういったこともそういった取り組みの一つの評価ではないのかなというふうには思っています。おっしゃる意味も十分理解しつつ、見直しも当然逐次進めていきながら、そして経営のあるべき姿についてもこれからも検討を途絶えることなく、引き続きやっていきたいというふうには思っています。

以上です。

○本間議員 終わります。

○議 長 以上をもちまして本間議員の質問を終了いたします。

堀議員の発言を許します。堀議員。

○堀 議 員 公明党の堀でございます。通告に従いまして、質問をいたします。

## ◎1、消費生活行政

### 1、食品ロスについて

最初に、消費生活行政、食品ロスについて伺います。食品ロスの削減は、地球的規模の課題となっています。国連が2015年に採択した持続可能な開発目標に2030年度までに食料廃棄を半減させるという目標を掲げております。これを受けて、国もそれに取り組んでおるところです。国も都道府県も取り組みを始めました。本市においては、3010運動を市長みずから率先しており、また他の団体にも声かけしていると承知しております。そこで、今年度の取り組み、この食品ロスに対する取り組み、また中長期的な目標を伺います。

○議 長 堀議員の質問に対する答弁を求めます。市民生活部次長。

○市民生活部次長 食品ロスの問題に対しましては、環境省、農林水産省などそれぞれの分野で食品ロス削減に向けた取り組みの普及啓発を行っており、都道府県、政令指定都市や全国の市町村においても取り組みが実施されております。また、公明党の国会議員さんが中心になられまして、今立法化の動きもあるというふうには伺っております。

滝川市の取り組みとしましては、昨年度年末年始の宴会シーズンに向けて食べ残しを減らすための実践方法の普及に努めましたが、これは今年度も同様に町内会班回覧などを活用して啓発を行っ

ていきたいと考えております。また、10月6日に予定されております滝川消費者まつりでも食品ロス削減に関するチラシを活用して、来場者に向けて改めて周知する予定であります。滝川市の取り組みとしましては、全国の取り組み事例を参考にしながら、まずは家庭における食品ロスの削減に向けた啓発を重点的に進めたいと考えて進めているところです。これは、食品ロスの発生の大きいところが家庭であるという考えからです。それから、家庭への啓発を踏まえて外食時での食品ロスの削減、さらには宴会時の食品ロスの削減につなげていきたいと考えています。また、事業者にもできる取り組みにつきましては、ホームページなどを活用して中長期的に啓発していきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議 長 堀議員。

○堀 議 員 家庭の食品ロスの割合というのは、外食産業等々を含めた約半分現実にあるのです。消費者センターのほうで試算したと思うのですが、4人家族の世帯でおにぎり1個分というふうにパソコン等にうたわれていますが、この金額を大体1年間でいくと6万円ぐらいになるそうなのです。その6万円を滝川の4人家族で割った世帯数でやっていくと何億円というお金が投げられているということになるわけです、年間。以前にもお話ししましたが、家庭のロスを防止することで、家庭の投げないで済んだロス分のお金がほかの消費に回るとしたら、これは経済効果はすごく大きいものがあるのです。しかも、市もよくなる。ウイン・ウイン・ウインの関係ですので、ぜひこれは進めていただきたいと思っています。

それから、他の自治体も調べてみますと、外食産業あたりにはお持ち帰りの啓蒙等をやっております。これも結局は外食産業の方も投げってしまうわけですから、食べ残しを。当然投げる費用もかかる。投げられたものについて焼却するわけですから、二酸化炭素が出ます。そんなことも考えますと、持ち帰りを啓蒙していくというか、この事業はぜひ今年度取り組んでいただきたいなというふうに思っています。対象になっていますので、どういう手法でやられるかということとはちょっと別にして、ぜひ取り組んでいただいて、食品ロスの軽減のために頑張っていただきたいと思います。

それから、他の市町村では、フードバンクというのが民間のNPOを通じて設立させています。滝川には余り生産業者というか、加工業者とかそういうメーカーみたいなのはないので、余り重要でないかなとは思いますが、それでもスーパーだとか、企業によって違いますけれども、半年前の賞味期限は投げるとか返品するとか、3カ月とか、その企業体によって変わりますけれども、やっていますので、そういうものを回収して生活困窮者とか何か利活用できるようなことを今やっていますので、これはかなり時間がかかるとは思いますけれども、ぜひ対象の運動の一環にさせていただければというふうに思っています。そのフードバンクなんかについての考えは検討されていませんか。伺います。

○議 長 市民生活部次長。

○市民生活部次長 フードバンクの関係ですけれども、まず1点目として、全国の事例で出てくるのは都道府県あるいは政令指定都市でフードバンクの取り組みが事例としてPRされるのですが、滝川市みたいな小さなまちだとなかなか難しいのだなというふうに受けとめています。1つが今堀議員さんからはスーパーなどから廃棄が出るというお話ですが、やはり大きなまちであればいろん

な供給、供給と言ったらちょっとわかりませんが、ロスが出る産業があるということと、もう一つはそれを活用できる例えば福祉施設ですとか、経済的に豊かではないところに対して、その需要と供給が多分マッチするような形で大きなまちだとやりやすいのではないかなというふうに思っているのですが、滝川市としてどこまでできるのかちょっと難しいなと思っているのが1点と、まだ最終的な法案ではないと思いますけれども、食品ロスの法案の中には、後ろのほうになりますけれども、フードバンクに対する行政の支援ということで国や地方公共団体は、NPO法人をイメージしていると思いますが、民間のフードバンクの活動に対して支援したり、有効な施策を手だてるといふように法案の骨子に書かれておりますので、また具体的な中身が見えてきたら勉強してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議 長 堀議員。

○堀 議員 ぜひよろしくお願いいたします。

## ◎2、保健福祉行政

### 1、健診について

続きまして、保健福祉行政ですが、健診についてお伺いをいたします。乳幼児健診の項目に目の項目があると思うのですが、実は網膜芽細胞腫という小児がんがありまして、これは1万5,000人に1人ぐらいという割合の発病らしいのですが、この網膜芽細胞腫の発見のためには白色瞳孔、それから斜視という傾向があって、これはなかなかお父さん、お母さんでは見分けがつかないらしいのです。ぜひ滝川市の乳幼児健診にこの項目を入れて、早期発見に努力すべきでないかというふうに考えておりますけれども、本市の見解を伺います。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 網膜芽細胞腫は、乳幼児に多い目の悪性腫瘍でありまして、出生時の1万五、六千人の1人、年間約70人から80人の割合で発症していると言われております。ある程度進行いたしますと、目が白く光って見えたり、斜視が認められます。治療は、腫瘍が眼球内にとどまっている段階で発見できれば眼球摘出を逃れる可能性が高くなるため、早期発見が大切になります。乳幼児については、見える、見えないがまだ自分では伝えられないことから、発見されたときには進行している場合が少なくなく、家族の気づきを促すために母子健康手帳にも当該疾病の発見のための項目が掲載されています。滝川市では、4、5カ月、9、10カ月、2歳の健康相談時に保健師が体の状態を観察しており、1歳6カ月健診、3歳児健診には小児科医の診察があります。その際これまでも目の状態を観察しておりますが、今後は目の問診とともに医師の診察ではペンライトを使用することでより正確性を期し、何か異常が見られた場合は速やかに眼科の受診を勧める体制をとってまいりたいと考えております。

○議 長 堀議員。

○堀 議員 よろしく申し上げます。ちょっと調べてみたら、これは余録ですけども、「刑事コロンボ」のピーター・フォークという方もこのがんだったのです。左目が見えていなかったという、よくテレビで見ているら何かそういう感じもしたなというふうに思っていましたけれども、結構恐

ろしい病気ですので、滝川から出ないように撲滅したいと思います。

続きまして、2番目ですが、がん検診において胃がんのリスクが高いと言われているピロリ菌の検査を導入するのはどうかと、こういうふうに書いていますが、本当は市立病院でがん検診でピロリ菌の検査もやっているということは承知しております。そういう中であえて質問するのですが、他の自治体ではその検診に当然お金がかかって、年齢制限などがあってこのピロリ菌検査をしているわけですが、本市は滝川市立病院だけで限定されている検診でしたかどうか、まずその確認をしたいと思います。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 ピロリ菌の検査につきましては、市内一般医療機関でも実施はしております。

○議 長 堀議員。

○堀 議員 私がお聞きしたいのは、胃がんの検診をする場合は、胃の調子が悪くてする場合は、当然バリウム検査だとかカメラをのんで検査するとか言いますが、バリウム検査のときはその後の排便のときに非常に苦痛を味わうとか、胃カメラの場合は吐き気がして苦しいとかいろいろあって、本当にぐあい悪くないと検査を受けないという実態があると思います。そこで、通常健康診断の中で大腸がんとか排便を持っていけば認められる、前もってきちんとやっているわけですから、このピロリの検査もいろいろな手法があって、7つや8つあると思うのですが、そういうもので安価なものでまずあるか、ないかという検診をしてあげると、あるということがわかれば受診者の中でもちゃんと一回診てもらおうかというようなことにもつながると思うのですが、その辺はお考えはいかがでしょうか。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 ピロリ菌は、胃がん発症にかかわる要因の一つとして考えられておりますが、国のガイドラインではピロリ菌の除去による胃がんの死亡率、これを低下させる効果の実証が十分得られておりません。個人の判断で行う任意型検診として位置づけられております。ピロリ菌検査では、内視鏡で胃の粘膜を採取して調べる方法、内視鏡を使わない簡便な方法としては呼気による尿素呼気試験法、血液や尿による抗体法、便による抗原法がございます。ピロリ菌の検査は、がんのなりやすさを判定する検査であり、胃がんの発見に直接結びつくものではないことから、既に導入している近隣の自治体については胃がん検診を受けることとオプションの検査としてピロリ菌の検査を行っている状況です。本市におきましても同様に胃がん検診時のオプション検査として実施について検討してまいりたいと考えております。

○堀 議員 終わります。

○議 長 以上をもちまして堀議員の質問を終了いたします。

荒木議員の発言を許します。荒木議員。

○荒木議員 それでは、通告に従いまして、質問させていただきますが、まず冒頭防災はもとより災害時には厳しい状況下で対応いただいております市職員の皆様、関係機関、関係各位に心から感謝と敬意を表します。

それでは、質問に入ります。

◎ 1、災害対策

1、水害時の避難について

2、躊躇なき発令について

災害対策で水害時の避難についてということなのですが、実は事前に余り私下調べといたしますか、予備知識をあえて持たないで臨んでおります。理由は、事水害に関して言えば非常に危険が多い地域と全く物理的に、全くとは言いませんが、想定しにくい地域住民の意識が相当差がありますので、あえて今回は一般市民感覚の本当に知識のない方のレベルに近い質問になりますが、ご容赦をいただきたいというふうに思います。

まず、1番目、水害時の避難についてですが、気象変化により全国的に大規模な水害リスクが高まっております。本市における避難に関する発令、避難勧告、避難指示についてどのような基準に基づき設定をされているのかを伺いますが、ここでは石狩川や空知川に特定をし、危険水位に達した場合、あるいは上流での水位上昇による判断基準は当然あるというふうに思うのですが、さらに特徴的な判断基準、特徴的な項目があれば、詳しくは必要ありませんが、伺います。

○議 長 荒木議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 荒木議員のご指摘のとおり、近年全国では平成27年の関東東北豪雨、ことしは西日本豪雨などがあり、また本市でも平成28年には3つの台風による被害、そしてことしも7月3日には石狩川上流の納内地区が昨年に続いて氾濫するなど、雨の降り方が大きく変わったことにより水害リスクが高まってきていると認識しているところでございます。

ご質問の避難勧告等の発令の基準につきましては、本市では平成22年8月に避難勧告等の判断伝達マニュアルを作成しており、平成29年8月に改定をしているところでございます。当該マニュアルに示されております石狩川、空知川の避難判断基準でございますが、それぞれの河川の水位によって避難判断を行っております。石狩川では、新十津川町側にあります橋本町水位観測所の水位に加え、その上流の深川市の納内観測所を参考に判断しております。空知川につきましては、赤平水位観測所の水位としております。避難情報等の発令の判断基準ですが、避難準備、高齢者等避難開始の発令は避難判断水位に達し、さらに上昇が予想される場合、そして避難勧告は氾濫危険水位に達した場合、最後に避難指示（緊急）につきましては氾濫危険水位に達し、さらに上昇が予想される場合となっております。実際に発令するときには上流の水位観測所の水位状況に加え、札幌開発建設部より提供される水位予測なども参考にして判断することとなります。一昨年8月とことし7月には避難情報を発令する水位には至らず、また水位予測でもその水位まで上昇しないとの情報により発令を行いませんでした。なお、この水位情報だけでなく、現在はお存じの石狩川滝川地区水害タイムラインにより气象台、河川管理者と相互に情報交換をするとともに、河川巡視など情報収集に努め、夜間、暴風などの避難行動の難易度も考慮し、総合的な判断を行っているところでございます。

以上です。

○議 長 荒木議員。

○荒木議員 一番端的にわかりやすい状況での質問をしますが、今ご答弁でありました一昨年台風被害、ことしの7月の豪雨被害で石狩川だけでいえば、私も現場でちょっとどんな感じか見たのですが、視覚に訴える恐怖がすごいのです。もちろん今ご答弁いただいたとおり、水位にも達していないし、上流の天気だとかそういうものを総合的に判断をされたというのはわかるのですが、こういう質問は成立するかどうかわかりませんが、あれだけ河川敷を越えて堤防まで迫っているような、見た目ですけれども、あれはまだ相当余力があるのですか。もうぎりぎりのラインなのですか。そういう感覚でお答えをいただければ。

○議 長 総務部長。

○総務部長 7月の状況についての再質問ということでございますけれども、7月の前線停滞による大雨につきましては、7月の3日の朝方、大雨警報というのが解除された。7月の3日の早朝2時16分に大雨洪水警報というのが実は発令をされております。滝川におきましては、7時37分ですから、朝方大雨警報がまずは解除されたという状況です。同日7月3日の夜10時ごろに洪水警報が解除されたという状況でございますが、最終的に議員おっしゃられたとおり河川敷につきましては、水がついたという状況でございます。これについては、やはり上流地域、深川あるいは妹背牛とかそういったところの上流地域の大雨が続いていた。上流に雨が降りますと、当然下流に流れてくるということも受けて、実は滝川につきましては先ほど言いましたように警報が解除されると通常は本部が解散ということも考えられるのですが、上流地域がまだ大雨が続いているということで、本部を継続してその状況を把握し続けたという状況でございます。ですから、結果的に河川敷につきましては水がついたという状況ではございますが、当然内水氾濫が起きないように排水機場のポンプでくみ上げたり、あるいは樋門を閉めたりというような形で内水の被害が起きないような状況は常につくっておりますので、当然見た目はやはり河川敷が水つきますと一般の市民の方は大丈夫かなというような感覚には陥ると思っておりますけれども、通常堤防を超えて内水が起るとい状況にはないというような判断はしていたところでございます。

以上です。

○議 長 荒木議員。

○荒木議員 この項目であと1点だけ伺いたいのですが、その一昨年とことしの7月については、避難準備にも至っていないということで理解をしています。私は、避難準備をするということは災害弱者と言われている人たちの避難の前段の準備だというふうに理解はしているのですけれども、高齢者、体の不自由な方、小さな子供、もしかしたら妊婦さんも入るのかもしれませんが、それ以外これが含まれるのか、これ以外の方も準備の対象になるのかを確認をさせてください。

○議 長 総務部長。

○総務部長 今議員おっしゃられた避難準備・高齢者等避難開始という形の発令が実はございますが、これは平成28年台風10号で、ご存じのように岩手県の高齢者施設でお亡くなりになられた方がおられたと。これまで避難準備情報という名称でございました。この名称については、避難を準備すればいいのだろうというふうに一般的に感じられるというか、思われていたというようなこともございまして、高齢者あるいは小さなお子さんをお持ちの方々、あるいは障がいをお持ちの方

とか乳児の方も含めて避難に時間をある程度要する方がおられますので、こういった方々についてはもう既に避難を始めてくださいと。それ以外の方については、避難の準備を進めてくださいということで、国のほうでこのガイドラインを実は見直しをしたという経過がございます。ですから、避難準備あるいは高齢者等避難開始という発令が起きたときについては、今申し上げました高齢者の方、避難に時間がかかるご高齢の方ですとか障がいのある方、あるいは乳児等を抱えている親御さんについては避難を開始していただくというようなことで制度も改正しておりますし、今回市が行いました総合訓練についても想定についてはそういった場面を想定して、各地域からゆっくり歩いて滝川第一小学校の避難所までどれぐらいかかるかというようなことをある程度理解していただくというようなことで総合訓練の中にも取り入れたということで、ご理解をいただきたいと思いません。

以上です。

○議 長 荒木議員。

○荒木議員 2番目に入ります。躊躇なき発令についてということで、災害避難に関する国のガイドラインでは、避難発令についてちゅうちょなき発令を実際に求めているというふうに私は認識しますが、実際には大変難しい判断が必要と考えます。ここ数年の水害被災地の想定外の状況を見る限り、何も被害が起こらなかった、いわゆる空振りがあったとしても判断として妥当ではないかというふうに思います。人命第一で考えての行政判断が叱責を受けるというか、責めを受けるということは、私は健全ではないというふうに思いますので、人的被害を出さないためとはいえ、仮に乱発したとしても許容する市民コンセンサスが必要と考えますが、ちゅうちょなき発令に関してどのような見解をお持ちか市長に伺います。

○議 長 市長。

○市 長 ただいまの荒木議員のご指摘のとおりだと思っております。避難の判断を下すことは、空振りともなれば市民生活にも大きな影響が及ぶということでもありますので、難しい判断を強いられているということになります。しかしながら、何よりもまず命を守ることが大切であります。最優先に考え、避難勧告の発令をちゅうちょすることなく、そして迅速に市民に伝達することが必要だというふうに考えております。

そのため本市では、先ほどから総務部長がいろいろご説明を申し上げますけれども、避難勧告等の判断、伝達マニュアルの作成を初め、先を見越した対応を図るという原則を踏まえましたタイムラインというものを平成28年度より試行的、これは全道で最初でございますけれども、試行を開始しております。避難勧告等の判断、発令のタイミングを明確化し、ちゅうちょなき発令ができるような体制が整っているということでもあります。

また、ご指摘のとおり、空振りも避けることができないわけですが、本市では幸いなことに長く大水害の被害はありません。一方、そのため被害を受けた経験がない住民の皆様方にとっては、この避難ということに負担を感じてしまうという方も多くいらっしゃるのではないかと考えております。他市でもそのような例が随分聞こえてくるわけですが、避難を負担と感じてしまうことにつきましては、先ほどの安樂議員の質問にもお答えいたしましたけれども、8月18日

の滝川市総合防災訓練で行いまして、この発令を前提とした訓練、非常に皆様方にも好評であったということでございます。今後もより多くの町内会、また自主防災組織などでも行っていけるように支援していくこと、そしてまた防災研修会や子供たちへの防災教育等を通じて避難することへの理解を深めて、いざというときの避難、逃げおくれゼロというものを目指してまいりたいと思っております。このことによりまして災害が発生しなかった場合でも空振りによかったと捉まえる考え方、それを市民の皆様、そして行政と共有していくことができるものと考えております。私自身空振りを恐れることなく、このようなちゅうちょなき発令に心がけてまいりたいと思っております。

以上です。

○議 長 荒木議員。

## ◎2、教育行政

### 1、教員の働き方改革について

○荒木議員 それでは、2番目の教育行政に入ります。教員の働き方改革について伺います。

近年教職員の過重労働について全国の各自治体で独自の改革事例が見られます。職員会議の廃止、あるいは小中学校事務の一元化、18時以降の電話対応の廃止などさまざまで、思い切ったものだというふうに思いますが、本市の教育行政において過重労働を減らすための検討などが行われているか状況を伺いますとともに、そういう検討されている事例を1つ、2つもし挙げて差し支えなければあわせて伺います。

○議 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 教職員の過重労働の削減、いわゆる働き方改革の推進についてのご質問でございますが、北海道教育委員会が平成28年度に行った教育職員の時間外勤務等に係る実態調査の結果におきましては、1週間当たりの労働時間が60時間を超える者の割合が教諭については小学校で2割、中学校で4割、高等学校で3割を超え、教頭に至っては小中学校とも7割、高等学校で6割を超えていることが明らかになりました。このような状況の中、文部科学省では、平成30年2月に学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取り組みの徹底についての通知を発出しました。それを受けまして北海道教育委員会では、平成30年の3月に道内全ての学校において働き方改革を行うため、業務改善の方向性を示した学校における働き方改革北海道アクションプランを作成しました。このアクションプランでは、目標として平成32年度までに1週間当たりの勤務時間が60時間を超える教員を全校種でゼロにするとしております。また、働き方改革を進めるために平成32年度までに部活動休養日を年間73日完全に実施している部活動の割合や学校閉庁日を年9日以上実施している学校の割合など、4つの指標の実施率を100パーセントを目指しております。

市教育委員会としましては、この道教委の作成の学校における働き方改革北海道アクションプランをもとに、現在滝川市の学校における働き方改革教職員業務改善推進プランを作成しているところでございます。道教委と同様の数値目標を掲げまして、具体としましては、1つ目、本来担うべき業務に専念できる環境の整備、2つ目としまして部活動指導にかかわる負担の軽減、3つ目とし

まして勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実、4つ目としまして教育委員会による学校サポート体制の充実ということで、この4点から改善を目指す予定で、本年12月、年内の完成を目指して作成をしているところでございます。

具体的な実践ということで、二、三というようなお話がございましたけれども、この計画の中で掲げている内容の中で具体的方策の中でできるところから進めていくというような方向性のもと、本年4月には市内の実情や学校の状況も確認しながら、本市における部活動のガイドラインを作成し、各学校に通知しております。また、先月8月には13から15日まで3日間の学校閉庁日を実施しております。

以上でございます。

○荒木議員 終わります。

○議長 長 以上をもちまして荒木議員の質問を終了いたします。

間もなく時間が12時となりますので、この辺で昼食休憩といたしたいと思います。再開は13時といたします。休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○議長 長 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

一般質問を続行いたします。

柴田議員の発言を許します。柴田議員。

○柴田議員 議長のご指名をいただきましたので、会派清新の柴田でございますが、以下通告の順に従い質問をさせていただきますが、冒頭さきの台風被害、さらには地震の対応等で日夜分かたず誠心誠意ご努力をされた理事者並びに職員の皆さんに心より敬意を表したいと思います。また、昨晚本市において直下型の震度2の地震がございました。詳細は私は存じておりませんが、滝川市は断層帯2つを抱える地域でございますので、今後この地震がどう影響するかということも危ぶまれておりますので、理事者におかれては今後もまたこういった災害の対応等についてしっかりと取り組みをいただきますよう、まず冒頭お願いを申し上げておきたいと思っております。

## ◎1、産業振興

### 1、雇用対策について

それでは、産業振興についてお伺いをいたします。雇用対策についてお伺いをいたします。実は、今回商工会議所から滝川市並びに滝川市議会に対してさまざまな要望をいただきました。その中で、議会改革についても質問をいただいたわけですが、こういった議員の人材育成という面で商工業界でどのような対応がとられるのかということについて意見交換をした際にも、実は商工業界においても非常に人手不足が深刻である。そういった市議会に出せるような人材、あるいは対応がなかなか難しいのだというお話をいただいた中で実はこの質問を思いついたわけでございます。そ

ういった意味でも大変重要な質問でございますので、真摯なご答弁をお願いしたいと思います。

本市においても長らく続いている人手不足に対応し、地域の雇用対策は今後も引き続き重要であると考えております。人材定着に向けた協議会の取り組み、あるいはまた女性や高齢者の就業支援、さらには外国人の実習、就業の促進などさまざまな視点があると考えておりますが、地域雇用の課題に今後どう取り組もうとしているのかお伺いをしておきたいと思っております。

○議 長 柴田議員の質問に対する答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 雇用問題につきましては、ご質問にあるとおり、本市のみならず日本全体で人手不足を訴える業界や企業がふえている状況にあり、雇用対策については地域の重要な問題であると認識をしております。人材定着に向けた雇用対策といたしましては、昨年7月に関係機関、団体と滝川人材定着推進協議会を設立をいたしました。市内の高等学校及び短大、関係機関が連携をし、地域の雇用創出や地元定着につなげることを目的に企業見学バスツアーや合同企業説明会、人材定着に関するセミナーを開催したほか企業訪問を実施し、ヒアリングを行っているところでございます。

次に、女性や高齢者の就業支援につきましては、現在連携協定を結んでいる大手コンビニエンスストアとの連携を図り、お仕事説明会を開催しているところでございます。

また、外国人の実習、就業の促進につきましては、市内企業の約半数が興味を示していることから、2月に説明会を開催をいたしました。特に外国人技能実習制度につきましては、当市が制度の緩和について国に対し強く要請を行ってきたところであり、現在は外国人技能実習制度が単純労働分野にも一部拡大されることなどが報じられているところでございます。引き続き国に対して必要な要請を行うとともに、関係機関、団体と連携を図り、市内企業への制度周知などに努め、地域雇用の課題解決に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議 長 柴田議員。

○柴田議員 ささまざまな課題について積極的に取り組んでいるということについては、十分な理解をするところであります。

ただ、滝川市のみならず、この中空知圏における人材の定着ということにしっかりと視点を置いていかないと、私は滝川市における人材定着がなかなか進んでいかないものなのではないか、あるいはまた実は先日も赤平と芦別の企業の方がお話ししているのをちょっと立ち聞きしておりまして、そのお話の中で赤平の製造業が非常に多くの人材を必要としている。滝川市においても非常にその多くが滝川市に定住して赤平市で働いている、そのようなお話をしていたことも耳にいたしました。そういった意味では、中空知総体でしっかりと若い人材、あるいは多くの女性、高齢者、さらには外国人の登用等についてしっかりと取り組む必要があると思うのですが、そのことについてお考えをお聞きしておきたいと思っております。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 滝川のみならず、中空知広域ということでの雇用についての課題ということについては、十分認識をしているところでございます。当市といたしましても昨年10月に開催をいたしました地方創生セミナーで示されましたILO産業分析から、地域を取り巻く雇用情勢について

は広域連携の重要性が高いということを認識しているところであります。人材定着の事業をうまく回すためには、自治体だけのみならず日本人材機構とか金融機関並びに問題を抱えている自治体等と連携しながら取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。それにつきましても教育、要は学校との連携も必要でございますし、企業と学生のマッチングというのにも必要になってくるというふうに考えているところでございます。自治体といたしましても企業訪問を先ほど答弁いたしましたように雇用の実態を把握するなどいたしまして、官民が連携した勉強会を先ほどご質問にありました自治体等も含めまして開催しているところであります。すぐに結果が出るというものではないと思っておりますけれども、今後取り組む必要があるというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長 長 柴田議員。

## ◎2、観光振興

### 1、外国人観光客の取り組みについて

○柴田議員 次の質問に移ります。観光振興についてお伺いをいたします。

実は、さきの胆振東部地震において全道規模の大停電が発生したと。その風評被害によって本道の主要な観光地の観光客が激減したと。大変大きな被害額が生じたということで、大変私も心配しております。特に外国人の観光客の取り組みについてきょうはお伺いをしたいと思います。

本市は、例えば登別あるいは洞爺湖、さらには道東方面等々のいわゆる観光地ということとはなりません。近年の外国人観光客の増加に伴う本市の知名度の拡大というのは、大変重要になってくる課題だと考えております。特に外国人旅行者のニーズに適した例えば温泉地ですとかそういうことではなくして、コト消費を意識した稼げる観光と申しますか、それらを目指すため、地域全体が潤う仕組みを当市のたきかわ観光協会とも連携して検討していくべきだと私は考えております。一例ですが、飲食店で外国語表記の網羅ですとか通訳、携帯での翻訳ソフトの活用、あるいは朝や夜に気軽にホテルを一步出て体験できるような特徴的なプログラムの試行など、外国人が気軽に楽しめるまちという口コミを形成するような積み重ねが私は必要だと考えております。本市におけるこれらに対するお考えをお伺いしておきたいと思っております。

○議長 長 産業振興部長。

○産業振興部長 本市は、20年以上にわたりまして滝川国際交流協会と連携を図り、国際交流を取り進め、外国人を受け入れるおもてなしの心を培い、外国人に優しいまちづくりに努めてまいりました。国は、2020年に外国人観光客を4,000万人、北海道は500万人を目標として定める中、本市はまち・ひと・しごと創生総合戦略において外国人観光客を2,000人に定め、台湾やタイでの海外プロモーションやSNSを活用した英語や中国語による観光情報の発信、パンフレットの作成に努めてまいりました。このような取り組みによりまして、菜の花を中心に当市の認知度が向上し、平成29年度には外国人観光客数が2,400人を超えたところでございます。本年の菜の花まつりにおきましては、国際交流員による情報発信の強化を図るとともに、4カ所の臨

時観光案内所を設置いたしまして、タイ、台湾、香港など491名の方々の対応を行ったところでございます。

また、7月には2018電動模型航空機世界選手権において通訳ボランティアと国際交流員を配置し、ホテル等での対応強化、飲食店の英語メニューの拡充並びにSNSによる情報発信を行うほか、日本文化体験といたしまして華道や茶道の提供を行うなど、外国人受け入れ環境の改善に努めたところでございます。このような取り組みが評価されまして、参加選手を初め大会関係者などはSNSを積極的に活用いただき、おいしかった店舗や雰囲気よかった店舗、自身の滝川での体験などの情報をアップされていたことから、情報発信の重要性について改めて認識をしたところでございます。

市といたしましても、さらなる外国人観光客の取り込みに向け、一般社団法人たきかわ観光協会と連携を図り、菜の花はもとよりオンリーワンの素材であるスカイスポーツや手ぶらキャンプ、カーヌーなどの体験を初め、日本文化や滝川の特徴である食などのコンテンツを充実させ、稼げる観光を目指していきたいと考えているところでございます。

○議長 柴田議員。

○柴田議員 菜の花あるいはグライダー、そういった観光資源を有効に活用する中での外国人に対するさまざまなプレゼンあるいはサービスを提供していることは十分よくわかりました。

ちょっと切り口を変えて質問したいのですが、先ほども雇用対策で中空知という話をしたのですが、菜の花、グライダーはいいと思います。ただ、歌志内も実は雲海の観光をメインにしている。あるいは、赤平は炭鉱遺産をPRしている。やっぱり中空知の観光資源を有効に活用して、これを滝川の滞在に結びつけ、さらには滞在した外国人にさまざまなまたサービスを提供する、そういう一連の中空知を中心とする観光資源を活用した回遊的な外国人の観光客に対するサービスというのが考えられると思いますが、現状における当市の考え方についてお伺いしておきたいと思えます。

○議長 産業振興部長。

○産業振興部長 ただいまのご質問に答弁をさせていただきます。

柴田議員がおっしゃるように旅の形がだんだん変わってきておりまして、観光資源を見物しながら周遊するタイプの旅から地域の自然や文化、生活を楽しむ旅へとシフトしてきているのはご承知のとおりかと思えます。先ほど言っていました歌志内の雲海であるとか、赤平の炭鉱遺産といった部分も確かにそういう部分の中では資源は中空知にいっぱいあるというふうには考えているところでございます。現在当市はたきかわ観光協会が事務局となりまして、砂川市と取り進めている日本版観光DMOの推進を進めております。すながわスイートロードということもあります。こういったことをベースに歌志内であるとか赤平であるとか、中空知地域と連携した観光事業の展開をする中で宿泊をしていただけるような、そういった仕組みを今検討していくためにマーケット調査を行い、取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○柴田議員 終わります。

○議 長 以上をもちまして柴田議員の質問を終了いたします。

田村議員の発言を許します。田村議員。

○田村議員 新政会の田村勇でございますが、通告に従いまして質問をさせていただきます。

◎1、市長の政治姿勢

1、2期目の公約達成度について

2、I R整備法について

3、3期目の出馬について

まず、1番目に、市長の政治姿勢でございますが、2期目の公約達成の成果についてをお聞きしたいと思います。市長は、滝川創生のためイレブンプラスワンの政策を掲げ、子供、女性、教育への重点支援を図るとともに、高齢者が生き生きと暮らせるプラチナタウンの形成、地域の経済環境を高める成長戦略を掲げ、人口減少時代を乗り切る滝川創生に取り組みますという公約を挙げております。特記すべき公約の達成項目、先送りとなりそうな主な項目についてお聞かせ願います。

○議 長 田村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市 長 ただいまの田村議員のご質問にお答えをさせていただきます。

2期目の公約の達成についてということでございますが、私の2期目の公約でございますイレブンプラスワンの取り組み状況につきまして実施している、またあるいは着手している項目ということでございますが、まずは1つとして地方創生の取り組み、3番目の3、新たに制度化している不妊治療支援事業、文化施設は検討段階というふうになっておりますが、学校やスポーツ施設の耐震化、小学校3、4年生を対象とした少人数学級の維持、栄町3-3地区を初めとする中心市街地のリニューアル、自治体病院間の広域連携と電子カルテなどの医療情報システムの広域ネットワーク化、公営住宅の指定管理化など民間活力による行政のスリム化、消防庁舎の建てかえを初めとする公共事業の確保、機動旅団化が進められている陸上自衛隊滝川駐屯地の充実、それにプラスさらなる財政健全化が挙げられているわけであります。また、検討段階にある項目といたしましては、子育て世代包括支援センター開設の準備を進めており、一部着手とも考えられますが、仮称でございます女性活躍推進センター、これが一部着手ということになると思います。また、滝川版マルシェとかかわる物産振興館でございますが、これにつきましてはまだ検討中ということでございます。

以上、なかなか厳しい面もございますが、今後さらなる任期の間にこれらの実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○議 長 田村議員。

○田村議員 それでは、次に参りますが、市民にはなかなか見えない定住自立圏の中心市としての実態と実績についてお伺いをしたいわけですが、5市5町、5年で見直しの4年目というようなことから、残る1年も含めてどういう実績、実態をお聞かせ願います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 定住自立圏の実態と実績というご質問でございますので、私のほうから答弁をさせていただきます。

ご存じのとおり、中空知定住自立圏では滝川市と砂川市が複眼型の中心市となり、圏域8市町それぞれとの2対1の協定を締結し、定住自立圏を構成しております。中心市の役割といたしましては、都市の機能を充実させていくために圏域全体のマネジメントを担うことであり、中空知圏域全体の課題を共有し、解決していこうという考えのもと、同じく中心市である砂川市と連携を図りながら協定の締結や共生ビジョンの策定、各事業の推進を図ってきたところでございます。

中空知定住自立圏共生ビジョンに位置づけられている事業は、医療、福祉、教育、産業振興など分野は多岐にわたりますが、中心市である本市が砂川市とともに提案し、5市5町で実施した事業の例として、仕事の魅力発信と総合的な就業移住支援事業が挙げられます。具体的にはなかそらち会議のウェブページの作成、都市部からのUIJターン事業として首都圏交流イベントや婚活イベント等の開催、地元定着就業促進事業として合同企業説明会を実施してきております。今年度につきましても合同企業説明会の開催を予定しているところでございます。滝川市のみならず圏域市町におきましては、さらに人口減少が加速しており、圏域市町が衰退することは滝川市自身も衰退することを意味しておりますので、相互の連携協力により住み続けられる圏域を形成していかなければなりません。引き続き中心市として果たすべき役割を担ってまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 この中心市の認定は、5年に1回の見直しがあるということなのですが、次期に向けてまた中心市としての責任を担うことになるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 砂川市と滝川市で中心市を構成して、さまざまな事業を取り組んできているところでございますので、これで完結したという状況にはまだあり得ない。そういう引き続き共通した課題がたくさん山積しているということを考えますと、滝川市、砂川市ともに複眼型の中心市として圏域市町と連携のもと進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 それでは、次に参りますが、滝川の人口も年々減少してございます。毎年500人前後の人口が減っていると。こういう状況の中で、市長にとって一番大事で市民にしなければならない自治体としての本当にしなければならないミッションとは何を考えているかお聞きをします。

○議長 長 市長。

○市長 ただいまの自治体として今どのようなミッションを行わなければいけないというご質問でございます。いろいろあるわけですが、強いて2つと限って私のほうでお答えさせていただきますが、まさに使命と考えているのは1つ目が人口減少への対策、対応であります。いかに地域の活力を維持して人口減少を最小限に食い止められるか。あるいは、一方で中空知圏域の将来的な人口減少を見据えながら、いかに効率的な行政を行っていくかということでもあります。滝川市は、産業政策、子育て政策、教育政策などこれまでの地道な施策の積み重ねの中で、空知管内に

においては人口減少率は低いという状況でございます。中空知圏域全体としては、今後ますます人口減が進むことが推計されているわけでございますので、これが大きなミッションであるというふうに思っております。

もう一つが持続可能な行政運営だというふうに考えております。財政健全化に取り組んでおりますが、地方交付税や税収の今後さらなる減少が見込まれる中で、公共施設の老朽化を初め費用が増大するほか、他のさまざまな課題にも対応するため財政力の確保というものが必要になります。健全な財政運営を行いながら、必要な市民サービスを維持していかなければなりません。その時々には直面する新たな課題対応に備えることが大変大切であると考えております。

今申し上げました2点、これまでも市政執行の柱としておりましたけれども、今後も重要なミッションであるというふうに認識しております。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 今人口減少の対策等々言われました。人口減少、こういう項目を挙げるのはそれほど難しいことではない。しかし、1つを取り上げて、人口減少の対策とはどういう対策を思っていますか。

○議長 長 市長。

○市長 人口減少に対する施策は何だと言われますと、今まで行ってきた市の施策ほとんど全てが人口減少対策につながると私は思っております。高齢者に対する対応、子育て支援、さまざまなものが人口減少に対応する施策だというふうに思っています。強いてその中でどれをやったのだというふうに問われるとするならば、私といたしましては企業を誘致するなどして雇用を増大していく、また今回機動旅団化となった陸上自衛隊の充実の中で、即応機動連隊の改編を実現をしていただきました。そういったさまざまな分野が人口減少に対する対応だと私は考えております。

以上です。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 これは、今言われた人口対策の一つではあるけれども、根本的なものではない。根本的に人口増というのは、そんなに生易しいものでないのです。だから、実績を誇張するのではなく、これからより新しいもの、そして若者が暮らしやすいためのまちづくり、そういうものが求められているわけですが、我々も言います。少子高齢化時代。さっぱりわけわからないけれども、やはりどうやって人口をふやすかというのは非常に難しいことなので、これは今後とも十二分に目先だけでなく長い将来を考えてぜひ対策を練っていただきたいと思えます。

それでは、次に参りますが、IR整備法についてであります。複合観光施設、すなわちカジノを含む統合型リゾートのIR整備法案が平成30年6月19日に衆議院を通過し、7月20日には参議院で可決されました。道内では、苫小牧、留寿都村、釧路等が手を挙げていますが、このIR整備法について市長のお考えがあればお聞きをしたいと思います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 IR整備法でございますが、状況については今議員がおっしゃられたとおり、道内は苫小牧、留寿都村、釧路の3候補地ということで名乗りを上げられているという状況は把握をして

いるところでございます。カジノが付設されるIRリゾート施設をつくる目的は、観光、地域経済の振興と財政の改善と定められており、既に名乗りを上げられている3候補地の経済波及効果は、1,500億円から4,600億円とも言われるほど大きなものになっております。北海道として申請する方針について考えを述べることははばかれるわけでございますが、カジノにつきましてはギャンブル依存症や治安悪化、青少年への影響など負のイメージが懸念されている面もございますが、それらの課題への対策がしっかりとられることは前提というふうになりますが、インバウンド観光客の増加や地域における雇用促進などの面では北海道の活性化に結びつく可能性はあるというふうには考えております。

以上です。

○議 長 田村議員。

○田村議員 今言われたように苫小牧市、留寿都村、釧路市等で手を挙げているわけですが、滝川市としてはその気はないというふうに捉えてよろしいでしょうか。

○議 長 総務部長。

○総務部長 滝川市が手を挙げるということは、現在のところ考えておりません。

以上です。

○議 長 田村議員。

○田村議員 それでは、次に参りますが、3期目の出馬についてということで、市長にこういう機会を与えたいというふうに実は思っていたのですが、平成31年、来年4月には統一地方選挙が行われます。市内では、市長、道議選に一、二の立候補のうわさ話も聞いていないわけではありません。そこで、ずばり前田市長の3期目の出馬の意思をお聞きいたします。

○議 長 市長。

○市 長 先ほど田村議員に2期目の公約の状況についてご質問されました。それにお答え申し上げましたけれども、今その公約をどう実現するかということに懸命に努力中でございます。そしてまた、現在はこのような災害対策本部が設置され、市民の皆様の命と暮らしを守るためにどのようなことをするべきかということを検討中でございます。そのような忙しいさなかと申しますが、そのようなことに頭がいっぱいございまして、そちらについては今白紙状態でございます。今後熟慮してまいりたいと思っております。

以上です。

○議 長 田村議員。

## ◎2、指定管理者制度

### 1、指定管理の基本について

○田村議員 それでは、次に参りますが、指定管理者の基本的な考えについてお聞きしたいわけですが、指定管理者の協定書の履行確認やチェック体制、指定管理者の経営レベルの向上等いろいろな方策の指導などをどのように行っているかをお伺いします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 各施設等の指定管理事務につきましては、各所管において行っておりますが、総括的な点について私のほうからお答えをさせていただきたいというふうに思います。

指定管理者に対するチェック等につきましては、現在施設ごとに定期的に報告書の提出を義務づける中で、担当所管としてその内容を精査し、市が示した仕様書等の内容に沿って適切な施設の運営管理がなされたかの評価を行い、是正すべき点や改善の余地など市として気がついた点などがあれば、随時指定管理者に対して指導改善提案等を行っているところでございます。

以上です。

○議 長 田村議員。

○田村議員 この指定管理のチェックを聞きたいのですが、いろんな指定管理、何力所かあるのですが、その指定管理制度の統一的に全部の指定管理をまとめて協議するとかチェックする場はあるのですか。

○議 長 総務部長。

○総務部長 今の答弁でも申し上げましたとおり、基本は担当所管においてその内容を精査すると。ただ、その所管で判断できないあるいはそういう事例が出れば、市全体としてどうしていくかという部分を考えていかなければならない面がございます。また、指定管理期間については、施設によって3年、あるいは5年とか1年とかという部分がありまして、再度指定管理を行う際にそういう指定管理の一定の期間の精査といいますか、そういった部分で若干問題があるという部分があれば、これは総務部も含めてチェックする場合もございますが、基本は担当所管において内容の精査を行っているということをご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議 長 田村議員。

○田村議員 それでは、その内容、その部署での話し合い、その部署でもって解決しているのか、それともその部署の中で契約満了時だとか、あるいは契約違反等があるとか、そういうのは部署、部署で検討するのでしょうか、同じようなミッションを持った場合にそういうものは見比べているのかどうか。1館1館を見ていて、それで終わっているのか、類似の運営期間を見て、これはおかしいのではないかなというふうなのがあると思うのですが、その辺を密に精査をしないと、1館だけを見てもそれは正しいのです。ところが、他のものと比べると同じ項目でこっちは高いのかおかしいのではないかと、そういうのはないですか。

○議 長 総務部長。

○総務部長 基本的にはそれぞれの所管の施設という部分がございますが、今議員からおっしゃられたように類似施設というのはいくらでもありますので、そういった施設についてはそれぞれ所管においてその類似施設のチェック体制、あるいはどういったところに課題があるのかとかという部分の情報も共有しながら、それぞれの指定管理施設のチェック体制等については行っているというふうに思っております。

以上です。

○議 長 田村議員。

○田村議員 例えばコミセンのような12館ぐらいある施設、こういうものを本当に似通った施設なので、どこかに一括指定管理するとか、そういうようなメリットを考えた場合に、1館1館よりも総括的な指定管理のほうが経済的でないかなというふうにも思うのですが、いかがでしょうか。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 議員がおっしゃられる部分もそういったことも確かにあるのだなというふうには実は思っておりますが、ただ現状指定管理の選定方法につきましては、特にコミュニティセンターについては地域との非常に結びつきが強い施設ということで、地域の町内会等を指名するというようなことを基本に実は進めてきているという経過がございます。ただ、今議員からおっしゃられたようなご意見も参考にしながら、地域ごとにそういう進め方でいいところは当然それは参考にさせていただいたりというような部分で今後もチェック体制については努めてまいりたいというふうに考えております。ただ、今一括してという部分については、ご意見として参考にさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 それでは、次の今後の各施設の指定管理に対する考え方ということなのですが、今までこの指定管理はもう既に10年以上古いようなものがあるわけですが、しかし、例えば私のところを例にとると、その10年来何にも変わっていない。何もないから変わっていないというのも一つはあるのですが、やはり時代とともにもっともって見直していくこと、効率的に行うべきこと等あると思うのです。それで、今後の運営について、契約も含めてどうしたらいいかお聞きしたいと思います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 議員が今おっしゃられましたとおり、滝川市におきましては平成16年度より指定管理者制度を導入したところでございますが、制度導入から10年以上が経過しており、これまでも施設運営のあり方、あるいは期間の短縮など、その時々状況により見直しを行い、その都度議会のご承認を得ながら制度運用を行ってきております。今後におきましても、より一層それぞれの施設の利用者の満足度向上や経営効率の改善等の観点から、もう既に議員さんこれまでのご質問の中でもいろいろ指定管理施設についてご意見等もいただきましたので、そういったご意見も十分踏まえながら改善、見直しなども行いながら、指定管理者制度の本来の趣旨の実現に向けて今後も進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 長 田村議員。

### ◎3、市民行政

- 1、滝川市に居住する外国人の実態について
- 2、マイナンバー制度について

○田村議員 それでは次、3番目の市民行政ですが、滝川市に居住する外国人の実態についてお聞

きをいたします。

国別の男女別人口と世帯数、20歳未満と20歳以上の人数、滞在年数等についてお伺いいたします。私は、28年度に一度外国人の実態調査的なことをしたことがあります。そのときには平成28年度は67世帯ありました。平成30年、ことしは87世帯、99人というようなことを聞いておりますが、15ある国別の中で平成28年と平成30年とを見た場合インド人が1名ふえて、ニュージーランドの方が前回はいたけれども、今はいないというような実数があるのですが、一番多い国、あるいは年々ふえている外国人、国別にあればお示し願います。

○議長 市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、お答えしようとしていた部分が議員さんからご質問いただいたので、重なりますけれども、本市の住民基本台帳制度に登録している外国人、先ほどおっしゃってました本年7月末現在で99名、それから15カ国の方が居住してございます。出身国別では、ベトナム36名、韓国15名、フィリピン10名、モンゴル9名などがございます。男女別では、男性が47名、女性が52名、世帯数は先ほど議員さんおっしゃってたとおり87世帯でございます。また、年齢別でございますが、ゼロ歳から82歳まで幅広く、このうち20歳未満が8名、20歳以上が91名となっております。ご質問の滞在年数につきましては、私どものほうでは把握してございません。

以上でございます。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 こうやって今言われたとおりベトナムの方が非常にふえていると。平成28年には15名でした。今倍ぐらいになっていると。これと3つほど言われましたが、例えば韓国だとかフィリピンとふえている理由、要因というのはあるのでしょうか。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 次の質問でお答えしようと思ったのですが、ただいまのご質問でいけばベトナムがかなり多いのですけれども、37名ということで、最も多いのが技能実習ということで、市内の企業で実習をすると、こういう方がやはりふえている要因になっているかというふうに私どもでは押さえております。

以上です。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 それでは、次に参りますが、滝川市に永住権を持っている方どれぐらいいるのか。そして、住民票を登録できる条件というのはどういう条件になるのかお聞きします。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 外国人の在留資格でお答えしたいと思いますが、先ほど99名ということでお話ししましたが、永住者が29名、残りの70名のうち最も多いのが先ほど申し上げましたとおり技能実習37名、続いて教育が8名で、技術、人文知識、国際業務というカテゴリーがあるのですが、これが6名、それから家族滞在が同じく6名で、こういった状況でございます。

また、平成24年7月に新しい在留管理制度という制度がスタートいたしまして、観光目的など

の短期在留資格、またあるいは3カ月以下の在留許可の方は対象となりません。対象となるのは、3カ月以上の滞在を許可された中長期在留者や永住者などが住民基本台帳制度の適用者と、こういうことになりまして、住民票の発行も当然可能となっていると、こういう現状でございます。

○議 長 田村議員。

○田村議員 それでは、次に参りますが、マイナンバー制度についてであります。国民の全てに個人番号、すなわちマイナンバーをつけた通知カードが平成27年から発行されていますが、滝川市におけるマイナンバーカードの交付率は何パーセントかということなのですが、全国的には平均が9パーセントというようなことが言われておりますし、滝川はそれより若干多いのだという話は聞いていますが、そのパーセントあるいは世帯数をお聞きいたします。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 ご質問のマイナンバーカードの現状の交付についてでございますが、滝川市におけるマイナンバーカードの交付率につきましては、7月末現在で4,325枚、交付率は10.49パーセントという状況です。参考までに7月末現在の全道の平均、これについて9.72パーセントとなっておりますので、全道平均よりも若干高目と、こういう現状でございます。市におきましても真ん中よりちょっと高いのかなという状況でございます。

以上です。

○議 長 田村議員。

○田村議員 今言われたように滝川においては10.4パーセントで、全道よりは高いとはいえ非常に低い率です。

それで、次の要旨を述べるわけですが、マイナンバーに対する認識の低さをどう捉えているか。また、交付申請は市民個々の判断に任せているのか、あるいは強制的にとりなさいというのか、とらぬでもいいよというのか、その辺をお答え願います。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 ご承知かと思いますが、マイナンバーカードを持つ利点の一つは、顔写真つきの公的身分証明書が無料で作れるということでございます。利便性の向上に向けては、国で今活発に議論されているところでございます。大都市圏を中心に、カードを利用して住民票や戸籍謄本、印鑑証明、所得課税証明書などの証明書類をコンビニエンスストアなどで取得可能にするということを取り組んでいる市町村がふえ続けております。また、最近の情報では、厚生労働省では2020年度までにカードに健康保険証機能を持たせようということで、検討をスタートしているところでございます。カードの利便性は、今後ますます高まるということが予想されます。交付枚数の増加につながるものというふうに私ども考えております。私ども一人でも多くの方にマイナンバーカードをつくりたいと思っていただけるように窓口や電話でのご案内、ホームページを利用してPRするなど、カードの交付増に向け引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えています。やはりカードをたくさんの人につくっていただきたいということが私どもの考えでございます。

以上です。

○議 長 田村議員。

○田村議員 部長が言うのは非常によくわかるのです。わかるのですが、実数を見た場合にはたった10.4パーセントと。決して自慢のできる数値ではないと。これは、どうして市民、国民が好んで持たないか、好んで申請しないかということなのです。これにはデメリットがあるのではないかなというようにもささやかれているわけですが、今部長はメリットだけを言われたのですが、デメリットはどう考えていますか。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 ご指摘のとおりメリットしか考えていませんでしたが、あえて言うのであればどうして交付が伸びないのかなというふう考えたときに、一般的には先ほど公的認証できるということで、今の現状ではカードだけを捉えたときには顔写真つきということなので、自動車運転免許証で足りると、こういうことがございます。ですので、マイナンバーカードを必要としている世代というふうに考えますと、やはり高齢者の方も多いたということがあります。一般的に自動車免許を持っている方はそれで足りるといふことでありますので、先ほど申し上げましたとおり、そのカードがいろんなことに便利になるということが機能が1つずつふえていくことによって交付枚数がふえていくのではないのかなというふうには私は考えております。

以上でございます。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 今の答弁は余りいい答弁ではない。そういうまやかしの答弁でなくて、もっとはっきりした、今の答弁を聞いていると持っていても持っていなくてもいいですよという考えの答弁なのです。ですから、もし部長でもこういうことで余りはっきりわからないとしたら、一般市民がわからないのは当然なのです。ですから、市長にお伺いしますが、市長会なんかでもこういうマイナンバーの話が出ると思うのですが、全道の市長会あたりではどういうふうなご意見が出ていますか。

○議長 長 市長。

○市長 全道並びに全国の市長会でマイナンバーカードの件については出ておりません。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 市長会でもこういう話が出てこないということは、このカードは必要ないのではないかと。だとしたら、これはやっぱり市長から率先してこのカードどうするのだと。いいテーマだと思うのです。ですから、さっき私は市長3期目に出ないのかという話をしましたが、慎重に答えられている。でも、こういうのはリーダーシップを持って、北海道どうするのだというようなことも大事でないかと思いますが、もう一度市長の見解をお伺いします。

○議長 長 市長。

○市長 ただいまの田村議員のご提案も含め検討しながら、全道市長会のほうにお話をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長 長 田村議員。

#### ◎4、安全安心なまち

##### 1、空き家住宅について

○田村議員 それでは、次に参りますが、空き家住宅についてであります。空き家の解体の補助についての考えであります。夫婦が一人になったとき、施設に行くか、あるいは子供のところに行くか、そのために今まで住んでいたうちが空き家になると。こういうままにしておくと、いずれは廃屋になってしまうと。危険性も高くなると。ましてや売買には不向きになると、そういうようなことを考えた場合に空き家の解体の補助をつけてでも空き家を、危険家屋を解体に持っていくと。そして、その更地になった土地は、やがて売買されてうちが建つと。そうすれば固定資産税も入ってくると。ですから、ここで例えば解体のための補助をしても、家を建てることによって固定資産税が入ってくるということは、いずれはもとが回収できるというふうを考えるわけですが、解体の空き家の補助については今そういう制度がないのは知っていますが、今後そういうことも考えて十分議論する余地はないですか。

○議 長 市民生活部次長。

○市民生活部次長 滝川市では、現在空き家の解体費用助成制度はありませんが、市から所有者等に対し粘り強く指導、助言を行ってきた結果、条例制定以前から問題となっていた特定空き家が解体されるなど、解決に向けて一定の成果を上げているところです。また、相続手続をされないために所有者不明となっている空き家を購入したいというご相談に関しましても法定相続人を調査し、取り次いで売却につなげるなど、空き家の解決に努めているところです。滝川市内の空き家の解体件数につきましては、建築リサイクル法に基づく平成29年度の解体申請件数として年間80件、今年度8月末現在で56件となっております。補助制度はありませんけれども、一定数の解体が行われている状況にあります。

空き家対策には、まず空き家をつくらないよう住宅の需要と供給をコントロールする施策があり、空き家になった場合にそれを利活用する施策、そして最後に空き家を除去する施策があります。また、同じ除去する施策につきましても他市の事例では特定空き家、危険なものです、特定空き家に限定するもの、あるいは旧耐震の建築物に対するものがあるほか、解体だけを対象としているものと建てかえとセットとなったもの、支援策がさまざまあります。ご質問のあります空き家の解体に対する補助制度につきましては、課題の解決のための本質的な有効性につきましてですとか制度化した場合の費用対効果などについてもう少し他自治体の事例など情報収集を進めまして、第2回定例会で三上議員からのご質問に対する副市長の答弁のように慎重に判断していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長 田村議員。

○田村議員 今答弁で相続をしていないものを調べて売買した事例があるとおっしゃられたのですが、どういう事例があるのですか。

○議 長 市民生活部次長。

○市民生活部次長 今までの何年かの取り組みの中なのですが、所有者不明となっているところについてその土地、建物を取得したいという方がいらっしゃったときに相続人の調査を取り次

いで、4件ほど売買につなげるということが今までありまして、そういった努力もしているというところがございます。

以上です。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 その4件というのは、いずれも滝川市内のことですね。

それで、この相続のことなのですが、空き家についての相続、空き家になって相続しないと。例えば市に寄附したいのだけれども、とってくれと言っても採納は要らぬと。あるいは、隣の人にあげるよと言っても贈与税かかったら困るからやらぬと。結局は相続しないと、そういうのが実はふえてきています。そういうときに相続をしないでそのままにしておいたと。そしたら、その相続権者もいずれは亡くなると。そうした場合に果たしてそれが相続できる物件になっていくのか。あるいは、今言われた4件、それはどういう解決方法で、相続されなかった物件なのですから、どういふふうに相続が動いていってその4件は決まったのですか。これは非常に難しい問題だと思います。

○議長 長 田村議員、ちょっと質問の要旨から……

○田村議員 答弁について聞いている。

○議長 長 ですが、具体的などれだけ準備をされているかというところがありますので。

○田村議員 休憩して、調べてください。

○議長 長 市民生活部次長。

○市民生活部次長 相続されないケースについては、本当に問題はこれからどんどん大きくなってくると思います。先ほど答弁させていただきました売却につながったケースということは、4件という数字しか把握しておりませんので、具体的な取り組みの中身についてまで承知しておりません。済みません。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 これは大事な問題なのです。ですから、この場で今すぐ答弁できないとしたら、この4件はどういうのなのかとちゃんと調べて、後ほどでいいですから教えてください。

## ◎5、福祉行政

### 1、児童虐待について

それでは、次に参ります。5番目の福祉行政に参りますが、児童虐待についてであります。政府は、ことし7月に児童虐待防止緊急対策を決定し、通告から48時間以内に面会等で児童の安全が確認できない場合、児童相談所が立入調査するとともに、緊急のものがあれば警察とも情報を共有するシステムを進めることをルール化してきました。当市は、児童虐待や児童虐待死をなくするための課題として、児童相談所、病院、乳幼児健診の記録、住民票の転出入、警察との連携及びシナジー等はどうかお伺いいたします。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 住民から虐待ではないかと相談、通告があった場合、情報収集等の調査を行い、関係機関と情報共有しながら対応方針を決定し、その方針に基づいて関係機関とともに支援を行っ

ております。その中で、特に専門的な知識や技術を伴う支援、法的権限の行使等が必要であるなど対応が困難と判断された場合は、児童相談所に送致することになっております。このように情報共有を行うための機関として、各市町村には要保護児童等対策連絡協議会が設置されております。滝川市の場合、児童相談所、警察、保健所、医療機関、教育委員会、保育所など子供にかかわる24の関係機関で構成されておりますが、案件ごとに個別のケース検討会議を開催し、方針を決定、見守りなどの支援を行っているところでございます。ちなみに、平成29年度におきましては、15回、延べ142人の関係機関の方に参加していただいております。また、転入転出の際の他市町村との情報連携につきましても担当者間で行い、必要な支援が途切れることのないように対応しております。

○議 長 田村議員。

○田村議員 それでは、ずっと関連がありますので、次の2番目の要旨に移りますが、ことし2月、大阪で小学3年生、9歳の腹を踏みつけて胃を破裂させて死亡させたという事件がありました。父親の会社員35歳と母親の市臨時職員34歳が逮捕されました。せっかく通報しても手おくれになり、悲しい事件だというふうに言われています。滝川でも訪問しても玄関先で断られることもあると聞きますが、滝川市の3年間の実態把握はどうなっているのか。年齢及び件数について伺います。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 家庭訪問につきましては、通告があった場合子供の安全確認のために実施しております。今のところ玄関先で断られたという例はなく、安全は確認しております。滝川市において過去3年間で受けた虐待ではないかという相談、通告を受けた件数は、平成27年度で24件、28年度で42件、29年度で56件となっております。56件のうち未就学児が32件、就学児童24件と未就学児が多く、未就学児の割合が増加傾向にございます。また、一時保護など児童相談所が対応したのは、27年度が6件、28年度が4件、29年度が6件となっており、29年度の6件のうち未就学児が4件、就学児童が2件となっております。

○議 長 田村議員。

○田村議員 この数字を聞いて、年々ふえているということが非常に危惧するわけですが、年々ふえているというのは両親もきつとまだまだお若い方というふうにも捉えるわけですが、このふえていく要因をどう捉えていますか。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 ご質問にありましたように、若年夫婦による虐待の通報件数もふえております。時代的なものも確かにあるかなとは思いますが、また一方では児童の虐待防止という周知活動によりまして、空振りではございませんけれども、市民の関心が高まったことによる通報件数もふえているのかなと分析しております。

○議 長 田村議員。

○田村議員 こういうふうになん年々ふえてきている、本当に危惧しなければならない状態になってきているというふうに思うのですが、こういうものに対して虐待専門機関の設置とか、そういうのは滝川の場合どうなっていますか。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 滝川市におきましては、家庭児童相談室を設置しておりまして、職員2名を配置しております。また、このたび10月から子育て世代の包括支援センターを設置、その事業を開始する予定であります。その中で妊娠期から出産、育児に至るまでのささやかな変化を見逃さずに、虐待の発見にもつなげていきたいと考えております。特別な専門機関の設置までは、現在のところ考えておりません。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 それでは、次に行きます。要旨の3番目ですが、子供のいる前での夫婦間の暴力は多い。DV、ドメスティック・バイオレンスなどの心理的虐待が6割とも言われています。今や児童虐待は、家庭環境に問題が多いのではないかというふうにも思われるわけですが、親の態度を注視し、確認できるかだが、こういうことが多発する中での考えをお伺いしたいと思います。心理的虐待、DVについての捉え方をお伺いいたします。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 ご質問にありましたように心理的虐待、岩見沢児相管内では65パーセント、その多くがDVの目撃によるものと判断されております。どちらもなかなか表面に出づらく、警察の通報などにより通告されるケースがほとんど多い状況でございます。心理的虐待に限らず、児童虐待を早期に発見し、支援につなげていくため、保育所、幼稚園、学校、病院、地域、子供の少しの変化にも気づくことが重要であると。先ほど申し上げましたとおり、滝川市としては10月からの子育て世代包括支援センター事業によりまして、よりそれに徹底して保護者に寄り添い、いち早く変化に気づき、支援していくことによって孤立や虐待のリスクを減らしていくと。子供たちが適切な養育環境の中で成長していくことを目指していきたいと考えております。

○議長 長 田村議員。

## ◎6、建設行政

### 1、住宅改修支援について

○田村議員 それでは、次に行きます。6番目の建設行政ですが、住宅改修支援についてであります。昭和56年5月30日以前に確認申請を受け建築された住宅で耐震診断に不足しているものを解体、または新たに建てかえた物件に対する補助制度があるわけですが、これに対する重立った件数やら、あるいは今後こういうのを何年ぐらい続けていくのかをお聞きいたします。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 平成21年8月から開始いたしました住宅改修補助制度におきましてご質問のあるような耐震性が不足している住宅を解体しまして新たに建てかえた場合、子育て世帯で中心市街地区域にある住宅につきましては限度額120万円、それ以外の世帯につきましては限度額100万円の補助金を交付する事業を行っております。この制度におきまして平成29年度末までの耐震改修等に係る実績は86件、補助金交付額で8,426万6,000円であり、そのうち建てかえで利用した実績は25件、補助金交付額2,720万円でございます。

この制度は、3年間で1サイクルとした時限制度で運用しておりまして、現在の事業期間は平成31年3月31日までとなっておりますけれども、昨年度策定いたしました滝川市耐震促進計画第2期においても重大な被害を及ぼす大地震に備えまして、住宅の耐震化を進めることが重要であると考えております。そのことから、住宅の安全性を確保するために住宅の耐震性の向上に資する当該事業につきましては、引き続き事業を継続したいと考えているものでございます。

以上です。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 これは、29年までに86件というのは、21年からずっと、それとも29年1年のこと言っているのだろうか。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 先ほどの件数なのですが、平成22年度から平成29年度までの総件数で86件ということでございます。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 この住宅改修なのですが、31年3月31日までと、一応。その後さらに続けたいというのですが、何年ぐらい続けたいのですか。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 今の制度は、平成31年3月31日で3年の1サイクルの終わりになっています。それ以降の継続の可否につきましては、次年度以降の予算協議において市全体の事業の中で優先度等を考慮しながら判断していくことになろうと思います。ですから、とりあえず今3月31日に終わった段階で次の3年間のサイクルをどうするのかと、そういったことにつきましては今後の予算協議の中で進めていくことになると思います。

以上です。

○議長 長 田村議員。

## ◎7、教育行政

### 1、PTAについて

○田村議員 それでは、最後になりますが、7番目の教育行政、PTAについてをお伺いいたします。

昭和23年設立で、ことし70周年を迎え、三位一体で進めてきた公益社団法人日本PTA全国協議会の中から近年PTAの不要論が報じられております。西東京市立けやき小学校では、今年PTAを解散したということでございます。PTA設立趣旨は、教員の民主化……済みません。こうは教員でなく教育です。お直しを願いたいと思います。PTA設立趣旨は、教育の民主化であったが、時代の流れに応じ変えることが必要であり、解散に至ったということでございます。こういうことに対して滝川の教育委員会としてはどういうふうにお考えか。滝川では、おやじ倶楽部がグラウンド直したとかペンキを塗ったとか、いろんないことが報じられているのは確かでございますし、北海道はきずなが強いのかなというふうにも思われますが、どんどん、どんどん若い世代が出

てきて、考えも変わってきていると。時代も変わってきていると。そういう中において、これから先教育委員会としてはどういうふうを考えていったらいいのかをお聞きしたいと思います。

○議長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 ただいまPTAのことについてご質問ありましたけれども、PTAは子供たちの健全な成長を図ることを目的として、親と教師が協力して学校及び家庭における教育に関し理解を深めると同時に、子供たちの校外における生活指導、地域における教育環境の改善、充実を図るためさまざまな活動を行っております。滝川市におきましても、校舎内外の環境美化や交通安全運動を初めスポーツ指導、学校関係者評価等による学校課題の共有改善などの取り組みが熱心に行われており、家庭や地域の教育力の低下が指摘されている今日において、学校と家庭、さらには地域とを結ぶかけ橋として、その活動に期待を寄せているところでございます。教育委員会としましては、現在地域総がかりで子供たちを育む学校と地域が連携協働する新たな仕組みづくりである学校運営協議会制度、いわゆるコミュニティ・スクールの新年度の導入に向けて準備を進めており、PTAの皆さんに加わっていただくことで学校、家庭、地域の連携を一層深めていきたいと考えております。

一方でご質問がございましたPTAの不要論、解散に至った事例等があることも承知しております。これには地域事情等さまざまな要因がかかわってくると思われませんが、滝川市におきましてもこうした状況を鑑みつつ、子供たちにとってよりよい教育環境の実現のため、今後の活動を見守っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 長 田村議員。

○田村議員 今後この社会の動きを見た場合に、全国でPTAの解散議論、あるいは再構築の動きが出てくると思われます。滝川市においても現在社会で対人関係に親や教師間の問題、表には出ていませんが、多々あると聞いております。今言われたのは、やはりメリットだけを言っているのです。ですが、これに対するデメリットもあると思うわけであります。それで、親がこういうことも言っています。子供が卒業するまで我慢しているのだと。そんな嫌なら行かなければいいではないかと言うと、やはり対人関係があると。そういう親もたくさんいるわけでございますし、男ばかりの親でなく女性の親もいるわけですから、そういう問題も鑑みて、果たして親と教師の問題、教育ばかりでなくいろいろあらわれていない問題もあるのです。

私がどうしてこういうことを言うかという、私のところに市政何でも無料相談室開設してございます。そんなことからこういう悩み事が来るのです。だから、PTAにおいても私自体もそれは大事なことだと思っています。でも、少なくとも東京でもって解散したところもあるということであれば、なぜそれが解散されたのか、その理由はどういうところにあったのか、生易しい問題ではない。今言われたようなきれいごとだけではないというようなことから、もう一回教育委員会に今後も含めてそういう解決をする策としてどういうものがあるかをお聞きしたいと思います。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 ただいま田村議員様のご指摘されたように、いろいろな活動をやっている中で

メリットだけではなくデメリットもあると思います。このPTA活動に関しては、任意団体で、学校としては大変助かる。いろんなところで子供たちを側面から支援していただいている大事な団体であるということの一つあると思うのですけれども、そこで人が集まっている中でさまざまな問題点等もあると思います。1つ出しますと、なかなか難しい部分というのは、今共働き、両親とも働いている、あるいは片親で学校には協力したいのだけれども、なかなかそういうような機会、時間等がない。そういうような方々にも一律に学校に対する支援を求めるところは、なかなか今の時代は難しいのではないかなというふうに考えております。議員ご指摘されたように、これからのPTA活動のあり方というのは、今までのことをそのまま行うのではなくて、今の時代に合ったものを考えていく、そういうようなことでさらに発展しなければならないでしょうし、学校はいろんなところの団体に支援していただいていますので、さまざまな団体、先ほど話したようにコミュニティ・スクールもその一つになるかなと思うのですけれども、幅広い子供たちへの支援というのを求めていくということも大事になるかなというふうに思います。このPTA活動については、先生、そして保護者が子供たちのためにという思いで進めているものでありますので、なかなか教育委員会がこうしてほしいというような部分については難しいと思うのですけれども、それぞれの学校に応じたそんな活動になるように見守っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 田村議員。

○田村議員 参事の言われるとおりのことです。ですが、時代は変わっていく。必ず変わっていく。そして、さっきも申し上げたように今後全国でPTAを解散するようなところが出てくる可能性もあるというようなときに、北海道はいつも後手後手の教育でなくて、やっぱり進んだことも必要だと。解散が進んだこととは言いませんが、時代の流れは大事だと。そんな中で、設立の趣旨であった教育の民主化、民主化されていますよね。ですから、時代の流れに応じて解散に至ったのだというようなことを言っているのですが、教育長はこういう大事なPTAについてどういうふうにお考えですか。

○議長 教育長。

○教育長 議員さんおっしゃるように、また参事からもお話ししたように、教育委員会としてもそんな生易しいものではないというふうには思っています。人間関係のことですので。現に東京を中心にPTAの解散というものが見られていると。そして、その後そういった組織が必要ないというよりも、保護者だけで会をつくるとか、さまざまな形態も変化も出てきているというふうに聞いています。我々としても今お話ししたような、あるいは議員さんからいただいたようなお話を強く認識して、任意の組織とはいいつつも我々の認識を積極的に学校に伝えることによって、そういった問題が起きる前に組織の変更とかやるべきことの変更とか業務、業務というか、やっていることの中身を変えるとか、そういったことはできると思いますので、そういった働きかけについては、これは教育委員会の義務とは言いませんけれども、できることとしてやっていきたいというふうに思っています。また、こういうご時世というか、社会の変化の中で大学の研究でもこういうものを題材にしたものも今出てきていますので、全部は目を通していませんけれども、そういった中でも

かなり父母の意識の分析とかも出てきていますので、そういったものも必要に応じて学校に提供していきたいというふうには思っています。決してほっておいていい問題だとも、簡単に済む問題だとも思ってはいません。

以上です。

○田村議員 終わります。

○議長 長 以上をもちまして田村議員の質問を終了いたします。

この辺で若干の休憩をとりたいというふうに思います。再開は14時50分といたします。休憩いたします。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 2時50分

○議長 長 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

一般質問を続行いたします。

東元議員の発言を許します。東元議員。

○東元議員 通告に従いまして、3点質問させていただきます。

## ◎1、防災対策

### 1、災害弱者への情報伝達について

まず、防災対策、項目として災害弱者への情報伝達について質問させていただきます。要旨を申し述べます。災害発生時の屋外拡声器やラジオ、広報車などによる音声による災害情報伝達は充実してきておりますが、視覚や聴覚に障がいのある方や高齢者、外国人などいわゆる災害弱者や情報弱者の方々への情報伝達は、まだまだ不十分と言えます。7月の西日本豪雨災害での犠牲者や被災者の中にも、多くの災害弱者や情報弱者が含まれていると聞いております。そこで、本市におけるこれらのような災害弱者や情報弱者の方々への情報伝達は、どの程度現時点で整備されているのか。また、今後どのように整備する方向に向かうのかをお伺いいたします。よろしく願いいたします。

○議長 長 東元議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 ご質問にございました災害弱者や情報弱者の方々への情報伝達につきましては、滝川市地域防災計画の避難行動要支援者対策計画に基づき、町内会長より名簿の申請の後、避難支援プランにご指摘の情報伝達の方法を含めて作成されることとなっております。災害弱者や情報弱者の方々にはぜひこの制度をご活用いただくとともに、町内会ではこのように避難行動に支援が必要なの方々に対して情報伝達を含めた避難支援プランの作成にご協力いただけるよう市としても支援していく考えでございます。

また、もともと災害情報の伝達にかかわらず、市では福祉サービスとして日常生活用具の給付を行っており、情報伝達する用具が必要な方については、審査や要件によって自己負担が必要になる場合がございますが、聴覚に障がいをお持ちの方については字幕、手話通訳付きの番組や災害時の

緊急信号を受信する聴覚障がい者用情報受信装置や、音声、言語に障がいをお持ちの方についてはファックスなどの聴覚障がい者補助装置などを活用いただくことが考えられます。

次に、市内在住の外国人に対する情報伝達といたしましては、気象情報等の情報を市で英語と中国語に翻訳し、一般社団法人滝川国際交流協会のフェイスブックを活用して周知しております。また、大規模災害については、登録制となっておりますが、大使館から情報伝達されるサービスなどもございます。

なお、観光などで来られている外国人に対しての災害情報の伝達につきましては、全国的な課題となっておりますし、昨日の新聞報道等でも札幌の事例が載ってございましたが、市への問い合わせがあれば市の観光国際課では英語、中国語、モンゴル語の通訳での対応が可能となっております。今後も一層情報伝達手段の多重化に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 長 東元議員。

○東元議員 情報伝達の漏れは、災害時には当然命にかかわってくることでございますので、ぜひとも今述べられたような内容を充実させていただきようお願いいたします。

## ◎2、障がい者雇用

### 1、市役所における障がい者雇用について

次の質問に移ります。2、障がい者雇用について、当市役所における障がい者雇用についてお伺いいたします。中央官庁で露見した障がい者雇用の水増し問題が道内の各自治体でも拡大しております。雇用率への不適切な算入は、七飯、豊富の両町、それから札幌市に加え、管内では岩見沢市でも発覚しております。本来であれば公務員になれた障がい者の方々の結果的には夢を踏みにじったこととなります。ただ、一方で法定雇用率の達成ばかりに目を向けると、障がいのある方の本来の能力を生かし切れず、離職にもつながります。一説では、離職率が50パーセントを超えているという説もあります。健常者と障がい者の共生こそが現代では非常に大切であります。本市における障がい者雇用の現状についてお伺いいたします。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 議員ご指摘のとおり、数値ありきで法定雇用率達成ばかりに目を向けるのではなく、障がいを持つ職員がその有する能力を有効に発揮し、安定して働けるよう採用時に限らず随時本人からの聞き取り等を行うとともに、所属とも調整を行いながら定着を図ってきているところでございます。当市におきましては、報告時点の数字で申し上げますと、正規、非正規合わせて12名の障がいを持った職員が勤務しており、非正規職員においても最長で通算14年以上勤務していただいているほか、5名が10年以上継続して勤務しております。今後におきましても、議員がおっしゃられたとおり、健常者と障がい者の共生のため、引き続き一人でも多くの障がいをお持ちの方が働く場を得て社会活動の一翼を担い、生きがいを感じることができるよう取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長 長 東元議員。

◎3、産業振興

1、丸加高原伝習館について

○東元議員 それでは、3番目の質問に移ります。産業振興、丸加高原伝習館についてお伺いいたします。

5月10日に開催されました経済建設常任委員会で、株式会社JCUによるワイン用ブドウ栽培とワイン醸造販売を行う子会社の設立について滝川市では丸加高原伝習館の利用を依頼していると報告がありました。しかし、その後それらの進捗状況が全く報告されておりません。ただ、最近JCUのニュースリリースで畜産試験場跡でブドウ栽培を行うというニュースリリースがありましたが、そのペーパーの中にも伝習館の件については一切触れられておりません。年度も後半になりまして、来年度に向けての行事予定策定に向け、伝習館を利用する各団体にとっては伝習館が休憩などで利用できるのかが大きな問題となっています。また、伝習館をスタート、ゴールにしているマラニック、伝習館をメイン会場としている菜の花まつりなどにも影響が出てくることが予想されております。JCUに関する5月以降の進捗状況と今後の見込みをお伺いいたします。

○議長 長 産業振興部長。

○産業振興部長 株式会社JCUが親会社となり、ワイン醸造販売を行う株式会社そらぶちファームの設立につきましては、経済建設常任委員会において説明をさせていただいたところでございますが、現在北海道が所有する旧畜産試験場滝川試験地跡地の借り受け予定者に選定をされ、ワイン用ブドウ栽培地として借り受けに向けた諸手続を進めているところでございます。

ご質問の丸加高原伝習館につきましては、ワイン醸造施設としての活用を提案しているところでございますが、活用方法や改修を含めた詳細につきましては、現在検討をさせていただいている段階でありまして、具体的な方向性やスケジュールにつきましては示されていないところでございます。

丸加高原健康の郷は、美しい景観に加え、自然体験のできる観光のランドマークであると同時に、これまで地域イベントや地域団体等による活動において都市の農村の交流という目的を果たしてきた場所であると認識をしているところでございます。ひつじの館につきましても株式会社松尾めん羊牧場に利活用いただくなど、丸加高原健康の郷は新たな展開の可能性を持っている場所であると考えているところであり、丸加高原伝習館がワイン醸造施設として活用する方向に至る際には、地域活動への協力もあわせてそらぶちファームにお願いをしていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長 長 東元議員。

○東元議員 その伝習館の利用について、今余り来年度の利用が可能なのか、不可能なのかについて明言はされませんでしたけれども、現時点では丘陵地ファンクラブのフットパスですとか、自然観察会のいわゆる休憩地として利用は可能だという判断でもよろしいでしょうか。

○議長 長 産業振興部長。

○産業振興部長 今回の休憩施設としての部分のお答えにつきましても、現時点ではそういった部分の提案、先ほどご答弁しましたように地域の拠点部分を含めて話をしているところであり、そういった方向であるというふうには認識をしているところでございます。

以上です。

○東元議員 終わります。

○議長 長 以上をもちまして東元議員の質問を終了いたします。

三上議員の発言を許します。三上議員。

○三上議員 公明党の三上でございます。この後議会運営委員会もございまして、端的なご答弁をいただきたいと思っております。

## ◎1、安全安心なまち

### 1、自転車マナー向上について

それでは、1点です。道路交通法の改正が平成27年に行われました。この改正では、特に注目されたのが自転車の運転者に対する罰則が明記されたということでございます。滝川市においては、第9次滝川市交通安全計画の課題の一つに自転車の安全利用ということが掲げられております。そして、平成29年4月には自転車に関する条例も制定したところでございます。その条例の中には交通安全教育の充実、そして交通安全思想の普及ということが掲げられております。ここで伺いたいと思いますが、市民に対してマナー向上に向けての取り組みを伺いたいと思っております。

○議長 長 三上議員の質問に対する答弁を求めます。市民生活部次長。

○市民生活部次長 自転車マナーの向上につきましては、年4回、駅前駐輪場等で滝川警察署、市内高等学校と連携し、合同で自転車パトロールを実施しております。パトロールの内容は、一般市民のほか、主に通学に自転車を利用している高校生を対象に、自転車の乗り方、盗難防止、駐輪場の利用や自転車損害賠償保険等の保険加入について注意喚起を行っております。今年度は、5月から7月にかけて3回実施し、この後10月にも行う予定です。また、市内幼稚園、保育所、小学校で実施している交通安全教育では、自転車の乗り方や安全確認の仕方などをあわせて教えています。また、保護者向けの自転車教室の開催、老人クラブでは自転車の安全利用についての講話を行うなどの取り組みも実施しております。

毎年3月と11月の年2回になりますが、滝川警察署、市内高等学校、JR北海道、道路管理者、交通関係機関による自転車対策会議を開催しまして、自転車の安全利用の促進、マナー向上へ向けた取り組みのための意見交換を行い、各現場における意識向上に努めております。今後も引き続き関係機関と連携し、マナー向上と自転車事故防止に向け取り組んでまいります。

以上です。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 市としては、かなりそういう講習会等を実施されているということでございます。それで、講習されているのでしようけれども、ばあっと見ているとまだまだ違反運転されている方が結

構いらっしゃるのかなという感じは受けます。

それで、次なのですが、学校現場では自転車通学を認めているところもあると思いますけれども、どのような安全運転の取り組みをされているのでしょうか。

○議 長 教育部長。

○教育部長 各学校の取り組みでございますけれども、各学校においては自転車の安全運転に向けて、毎年自転車の利用が始まる時期に合わせて交通安全教室を開催しているほか、保護者、地域の方々の協力を得まして、通学路での街頭指導なども行っているところでございます。また、自転車保険の加入につきましては、義務化はしておりませんが、パンフレットの配付などによりまして保護者に対して勧奨を行っているところでもございます。今年度については、滝川警察署から北海道自転車条例について各学校に対して周知をしていただき、児童生徒の自転車の安全運転に向けてさらなる徹底をお願いしたところでもございます。児童生徒が被害者にも加害者にもなることのないよう、自転車の安全運転を含めた小中高各段階での交通安全教育の充実に今後も努めてまいります。

○議 長 三上議員。

○三上議員 今回29年に条例制定しておりますけれども、その条例制定をするに当たって学校現場というか、学校関係者のご意見というのは取り入れられた条例制定になっているのか伺いたいと思います。

○議 長 三上議員、今の質問はまだ要旨の2ということで。

○三上議員 はい。

○議 長 市民生活部次長。

○市民生活部次長 滝川市の自転車の安全利用の促進及び自転車等の放置の防止等に関する条例、昨年の4月1日から施行しておりますけれども、条例の策定のための庁舎内の議論については、くらし支援課が中心ですけれども、庁舎内の各セクションの意見をまとめた上で策定しております。中身としては、特徴的なのは放置自転車についてちょっと重点的になっている部分もありますけれども、そういったプロセスを踏まえて策定しております。

○議 長 三上議員。

○三上議員 3に移っていきますけれども、その前に私思うには、今お話があったとおり、今回の滝川市の条例については自転車放置ということが余りにも主になっているのかなという感じを受けるのです。そこには市民の安全、安心、命を守るみたいな部分というのが少し欠け落ちているかなという感じがするのです。

それで、次の質問なのですが、最後の3番目なのですが、市や市民、自転車利用者、事業者などの責務を明記し、無灯火や傘差し運転の禁止など、交通ルールの遵守や交通安全教育の推進、自転車保険の加入促進を盛り込んだ自転車条例の制定についての見解を伺うということなのですが、確かに北海道でも自転車条例を制定しております。私は、その北海道の自転車条例を見ましたけれども、まだまだちょっと不足かなという気がします。ですから、今回のこの質問は、いわゆる上乗せ条例にしたらどうなのかなというふうに思うのです。そのわけを今お話ししますけれど

も、結構自転車損害賠償保険に入っていないという方がいらっしゃいます。というのは、最近自転車に関する事故を起こして、1,000万円だとか数千万円の損害賠償の請求されている事例があります。そのために私は、北海道の条例があるからいいのではないかというご意見もあろうかと思えますけれども、北海道の条例では努力義務とされているのです、損害保険加入について。滝川市については、市民等、いわゆる運転する人と被害を受ける側、こちらの市民を守るという観点から厳しい上乗せ条例にして、先ほど申したとおりの項目を加えていければなと思っておりますけれども、いかがなものかなと思うのです。損害賠償額を払えず、自己破産なんかしてしまわれると、本人もそうなのですが、被害を受けた側も補償を受けられないということがあり得ます。そういったことで上乗せ条例というか、新たに条例をつくるのか、改正するのか、上乗せにしていくのか、いろいろあると思えますけれども、この見解について伺いたいと思います。

○議長 長 市民生活部次長。

○市民生活部次長 ちょっとご質問のおさらいになるかもしれませんが、滝川市では先ほどご説明しました滝川市の自転車条例は平成29年4月1日から施行しております、主な内容としては広く、言葉が広い範囲なのですけれども、市の責務ですとか自転車等の利用者等の責務、道路交通法の遵守、防犯登録などについて、あるいは交通安全活動の推進として交通安全教育の充実などを条例で定めています。ご質問のありました事業者の責務ですとか、特に自転車保険の加入促進については、市の条例には明記されておりません。全く記載しておりません。三上議員さんおっしゃるとおり、ことし4月1日施行の北海道自転車条例で事業者の役割と自転車損害賠償保険等の加入促進が規定されているところです。

滝川市としてどうするのだということなのですけれども、今パトロールなんかでは、これは道のパンフレットなのですけれども、自転車だって加害者にとということと、道の条例の3つのポイントであるヘルメットを着用しましょうということと保険に入りましょう、保険に入りましょうが太字になっています。そのほか点検整備しましょうということになって、中身はやはり損害賠償が8,000万円にも1億円にもなっているということをお知らせして、子供たちに保険に入ろうねという話をしているのですけれども、パトロールの現場ではやっぱりお子様なので、親がどうするかということになるので、うちに帰って親と相談してみますということになって、なかなか進んでいない実態はあるのですけれども、今はまずそういう啓発活動しかできていないところもあります。道外で事故が起きて8,000万円の損害賠償だと、1億円の損害賠償だとなるたびに、くらし支援課ですとか市民生活部では滝川市の条例はどうあるべきかという話はしているのですけれども、今説明していますように道の条例にうたわれていて、我々のできることとして今はこういった啓発活動しかできていないことを踏まえると、今直ちに市の条例を改正するということは考えておりませんが、今後も地道に啓発活動を続けて、加入促進に努めたいと思っております。保険に入れば確かに加害者側としての経済的負担はもしかしたら軽くなるかもしれませんが、やっぱり事故を起こすということは損害賠償保険が払われたとしても起こした側の心の思いですとか、あるいは被害者側はお金で解決するようなものでは決してないと思っておりますので、我々にできることの一つは啓発活動だと思って、地道ですけれども、それに取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○三上議員 終わります。

○議 長 以上をもちまして三上議員の質問を終了いたします。

◎延会の件について

○議 長 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

◎延会宣告

○議 長 本日はこれにて延会いたします。

お疲れさまでした。

延会 午後 3時20分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員